

(古事記原文)

(一五七) 如此歌參歸。白之。我天皇之御子。於伊呂兄玉無二及兵。若及兵者。必入咲。僕捕以貢進。爾解兵退坐。故大前小前宿禰。捕其輕太子。率參出以貢進。其太子。被_レ捕歌曰。阿麻陀牟。加流乃袁登賣。伊多那加婆。比登斯理奴倍志。波佐能夜麻能。波斗能。斯多那岐爾那久。又歌曰。阿麻陀牟。加流袁登賣。志多多爾母。余理泥且登富禮。加流哀登賣杼母。故其輕太子者。流_レ於伊余湯一也。亦將_レ流之時。歌曰。阿麻登夫。登理母都加比曾。多豆佐賀能。岐許延牟登岐波。和賀那斗波佐泥。此三歌者。天田振也。又歌曰。意富岐美哀。斯麻爾波良夫妻。布那阿麻理。伊賀幣理許叙。和牟賀多多彌由米。許登袁許曾。多多美登伊波米。和賀都麻波由米。此歌者。夷振

(古訓古事記)

へて貢進らむと白しき。爾、兵を解めて退坐しき。故、大前小前宿禰、其の輕太子を捕へて、率て參出て貢進りき。其の太子捕へらえて、歌ひたまはく。

天 だむ 輕の媛女

甚 泣ば 人知りぬ可し

羽狹の山の鳩の 下泣に泣く

又歌曰 輕媛女

天 だむ 輕媛女

下 下に 寄寢て行去

輕媛女等 寄寢て行去

故、其の輕太子をば伊余湯に流ちまつりき。亦、流たえたまはむと

せし時に歌曰ひたまはく。

天 飛鳥も使ぞ

鶴が音の 聞えむ時は

天飛む 輕の少女

羽狹の山の鳩の 下泣きに泣く

(歌の) 吾が妻よ(輕大) ひとく泣いたら、人が聞き知つて笑ひそしらう、

び泣きにそつと泣くが可い。

又、歌に曰く。

天飛む 輕をとめ

輕少女等 下たにも

(歌の) 吾が妻よ、そつと、今一度寄り添うて寢てから別れよ、わが輕の少女よ。

さて、輕の太子は伊豫湯(伊豫國)に流された。鳥流の前に歌を詠まれた。

天とぶ 鳥も使ぞ

聞えむ時は 吾が名問はさね

(歌の) もう、會ひ見ることも難い、空飛ぶ鳥を使とでも思つて、鶴の聲でも聞ゆるときは、吾

がことを問うて見よ。

此の三つの歌は、天田振といふ歌である。

(俗語古事記) 尤恭天皇

三百八十

三百八十一

(古事記原文)

之片下也。其衣通王。獻歌。其歌曰
那都久佐能。阿比泥能波麻能。加岐
賀比爾。阿斯布麻須那。阿加斯且杵
富禮。故後亦不堪戀慕而。追往時。
歌曰。岐美賀由岐。氣那賀久那理
奴。夜麻多豆能。牟加閉哀由加牟。
麻都爾波麻多士。(此云山多豆
者。是今造木者也。)

(古訓古事記)

吾名問さね
此の三歌は、天田振なり。又歌曰ひたまはく。
大君を 島に放らば
船を 還將來ぞ
吾妻はゆめ
吾をこそ 壘と將言
此の歌は、夷振の片下なり。其の衣通王、歌を獻る。其の歌曰。
夏草の 相偃の濱の
蛸貝に 勿足踏
令明行去
故、後に、亦戀慕不堪て、追往ます時に、歌曰ひたまはく。
君が行 けなぐなりぬ
接骨木の 迎を將行

三百八十二

又、お歌ひになるに、

大君を

島に放ぶらば

船餘り

い還り來むぞ

吾妻ゆめ

言をこそ

壘といはめ

吾が妻はゆめ

(歌の大意)大君を(太子自)島に流したら、其のあとに残つて居る、平生敷いて居た壘を大事にしてお
け、やがて還つて來る様に。

壘といふものゝ、實は吾が妻のことよ、ゆめく、かはらずに、吾が還るべき日を待て。
此歌は、夷振の片下といふ歌である。

輕の大郎女即ち衣通の王が輕の太子に獻げられた歌は。

夏草の

相寢の濱の

蛸貝に

足踏ますな

あかして通れ

(歌の大意)夏草の露を臥してゐる相寢の濱の蛸貝など踏んで、怪我せぬやう注意して、お出なされ。
其の後、戀しさの餘り、太子の跡を追つて伊豫の國へ往く時の歌は。
君が行き けなぐなりぬ接骨木の 迎へを行かむ

(俗語古事記)

允恭天皇

三百八十三

(古事記原文)

(一五八) 故追到之時。待懷而。歌曰。許母理久能。波都世能夜麻能。意富哀爾波。波多波理陀旦。佐哀々爾波。波多波理陀旦。意富哀爾斯。那加佐陀賣流。添母比豆麻阿波禮。都久由美能。許夜流許夜理母。阿豆佐由美。多互理多互理母。能知母登理美流。意母比豆麻阿波禮。又歌曰。許母理久能。波都勢能賀波能。賀美都勢爾。伊久比哀宇知。斯毛都勢爾。麻久比哀宇知。伊久比爾波。加賀美哀加氣。麻久比爾波。麻多麻哀加氣。麻多麻那須。阿賀母布伊毛。加賀美那須。阿賀母布都麻。阿理登。伊波婆許會爾。伊幣爾母由加米。久爾哀母斯怒波米。如此歌。即共自死。故此二歌者。讀歌也。

(古訓古事記)

待には不待
此に、山多豆と云へるは、今の造木なり。
(一五八) 故、追到りませる時に、待懷ひて歌曰ひたまはく。
隱城の 果瀬の山の
大峽には 幡張立
眞小峽には 幡張立
凡墓にし 汝が定める
思妻何恰 伏る伏りも
梶弓の 立り立りも
梓弓の 念妻何恰
後も取見る 齋杖を打ち
又歌曰。
上國の 長谷の川の
瀬に 齋杖を打ち

三百八十四

待つには待たじ

此にやまたづと云へるのは今の造木(にはとこ)のことで迎への枕詞である。

(大意) 君がおいでになつてから、日かすが経ちました、もうお歸を待つては居られませぬから、妾の方から迎へに行きます。

(一五八) 輕太郎女が、伊豫の湯にお着きになつた時、お待受になつた太子は、斯んな歌をお詠みになつた。

隱りくの

初瀬の山の

大峽には

幡張り立て

さ小峽には

幡張りたて

おぼをにし

ながさだめる

思妻あはれ

梶弓の

伏る伏りも

梓弓

立てり立てりも

後も取見る

思妻あはれ

(大意) 初瀬の山大峽と小峽に暮張つて死んでも一處にと墓どころまできめておいた、我が深く

思ふ妻よ、お愛しい妻。

梶弓や梓弓、日頃手に取りなれた弓どもを、伏せたは伏せたまゝ、立てたは立てたまゝにして、

(俗語古事記)

允恭天皇

三百八十五

(古事記原文)

(古訓古事記)

下瀨に	眞杖を打ち
齋杖には	鏡を掛け
眞杖には	眞玉を掛け
眞玉	吾思妹
鏡	吾思妻
在と云ばこそに	家にも將往
國をも將徳	

如此歌ひて、即ち、共に自ら死せたまひき。故、此の二歌は讀歌なり。

殘して來て、手に取ることもないと思つたが、今計らずも手に取ることよ、弓ではなくていとしい思ひ妻の手を。

又、歌うて。

こもりくの	長谷の川の	上つ瀨に	齋杖を打ち
下つ瀨に	眞杖を打ち	齋杖には	鏡を掛け
眞くひには	眞玉を掛け	眞玉なす	吾思妹
鏡なす	吾が思ふ妻	在りと云はこそ	家にも往かめ
國をもしのばめ			

(歌の) 鏡の様にかがやき、玉の如く美しい、吾妻が居るなればこそ、故郷も家も戀しく還りたくもあるが、今は其妻が此方に來てしまつたからには、そんな事はもう何ともない。(初の數句とを言ひだすまでの序)

此の歌を歌つて、間もなく二人共自害をなされた。此の二つの歌は讀歌といふのである。

(俗語古事記)

允恭天皇

(一五九) 穴穗御子。坐石上之穴穗宮。治天下也。天皇。爲伊呂弟大長谷王子。而坂本臣等之祖根臣。遣大日下王之許。令詔者。汝命之妹若日下王。欲婚大長谷王子。故可買。爾大日下王。四拜白之。若疑有如此大命。故不引出外以置也。是恐。隨大命奉進。然言以白事其思。尤禮。即爲其妹之禮物。令持押木之玉纒。而貢獻。根臣即盜取其禮物之玉纒。讒大日下王曰。大日下王者。不受勅命。曰。已妹乎。爲等族之下席。而取。橫刀之手上。而怒賊。故天皇大怒。殺大日下王。而取持來其王之嫡妻長田大郎女。爲皇后。

(一六〇) 自此以後。天皇坐神牀。而晝寢。爾語其後。曰。汝有所思乎。答曰。被天皇之教澤。何

(一五九) 穴穗御子、(安)石上之穴穗宮に坐まして天の下治しめしき天皇、同母弟、大長谷王子の爲めに、坂本臣等が祖、根臣を、大日下王の許に遣して、詔らしめたまへらくは、汝が命の妹、若日下王を、大長谷王子に婚せむとす。彼、貢るべしとのらしめたまひき。爾に、大日下王、四たび拜みて白したまはく。若如此大命も有らむかと疑へる故に、外にも出さずて置きつ、是恐し、大命の隨に奉進らむと白したまひき。然れども、言以て白す事は、無禮と思ほして、即ち、其の妹の禮物として、押木之玉纒を持たしめて貢獻りき。根王、即ち、其の禮物の玉纒を盜取りて、大日下王を讒しまつりけらく。大日下王は、勅命を受けたまはずして、己が妹や、等族の下席に爲らむといひて、横刀の手上取りしぱりて怒りましたつと白しき。故、天皇、大く怒りまして、大日下王を殺して、其の王の嫡妻、長田大郎女を取持來て、皇后と爲たまひき。

(一六〇) 自此以後に、天皇、神牀に坐しまして晝寢ましき。爾、

安 康 天 皇

(一五九) 穴穗の御子、石上の穴穗の宮(大和國山邊郡)にお在になつて、天下をお治めになつた。天皇、同母弟、大長谷王子の爲に、坂本臣等の先祖なる根の臣と云ふ人を、大日下王の所に遣はさせられて、

「汝の妹、若日下王を大長谷王子に婚はせたい、差上げられいと、仰せられた。大日下王は四度拜禮して、

「若し、斯様な大命もあらうかと、平素外出もさせずに育て、置きました、恐れながら大命の儘に差上ぐるで御座いませう」

と、申されたけれども、言葉ばかりで、申上ぐるは恐多いとて、特に禮意を表するため、押木の玉纒といふ美しい頭飾を献上した。然るに使者の根の臣は、禮物の玉纒を盜取り、大日下王を讒言して、

「大日下王は、勅命を奉せずして、己の妹は、あんな者の物には爲ない、と申され、刀の柄に手を掛けての御立腹で御座りました」と、奏上した。

天皇は、ひどくお怒りあらせられ、大日下王を殺して、王の妃、長田大郎女を召寄せて皇后に爲さ

(古事記原文)

有所思。於是其大后之先子。目弱王。是年七歲。是王。當于其時而遊。其殿下。爾天皇不知。其少王遊。殿下一以。詔大后言。吾恒有所思。何者。汝之子目弱王。成人之時。知吾殺其父王者。還爲有邪心乎。於是所遊其殿下。目弱王。聞取此言。便竊伺天皇之御寢。取其傍大刀。乃打斬其天皇之頸。逃入都夫良意富美之家也。天皇御年伍拾陸歲。御陵在菅原之伏見岡也。

其の后と語らひて、汝所レ思ありやと曰りたまひければ、わが天皇の敦澤を被れば、何の思所か有らむと答したまひき。於是、其の大后の先の子、目弱王、是年七歲になりたまへり。是の王、當于其時、其の殿の下に遊びませりき。爾、天皇、其の少き王の殿の下に遊びませることを知しめさずて、大后に詔言たまはく、吾は、恒に所レ思あり。何ぞといへば、汝の子、目弱王、成人之時、吾が其の父王を殺せし事を知りなば、還して邪心有らむかとのりたまひき。於是、其の殿の下に遊びませる目弱王、此の言を聞取りて、便ち、天皇の御寢ませるを竊伺ひて、其の傍なる大刀を取りて、其の天皇の頸打を斬斬りまつりて、都夫良大臣が家に逃入りましき。この天皇、御年、伍拾陸歲。御陵は菅原之伏見岡に在り。

(古訓古事記)

せられた。

(一六〇) 其後、天皇は、神床の上に晝寢をしてお在になつて、皇后に仰せられるには、
「汝は、何か思うて居る事があるのでないか。」
「否、厚いお情を蒙つて居りますから此上何も思ふ事は御座りませぬ」と、お答へになつた。

皇后の先の夫の子目弱王、此年七歲にならせられた。丁度、其時御殿の下で遊んで居られるとも御存じなく、天皇は、皇后に

「朕は、平素心に掛つて居る事がある。それは目弱王が成長した後、其の父王を朕が殺した事を知つたらば、復讐の念が起りはすまいかと云ふ事である」と仰せられた。

御殿の下で、遊んで居られた目弱王は、此のお言葉を聞き、父王を殺した者は、天皇であつたかと、それから天皇のお眠りになつた頃を窺ひ、お傍にあつた太刀を抜き、天皇のお頸を斬つて、都夫良意富美が家に逃込んでしまつた。

此の天皇、御壽五十六歲、お陵は菅原の伏見岡(大和國山邊郡)に在る。

(一六一) 大長谷王子は、其頃まだ童髪でお在になつたが、目弱王が、天皇を弑した事を聞いて、

(俗語古事記)

安康天皇

(古事記原文)

乎。即擗其衿控出。拔刀打殺。亦到其兄白日子王。而告狀。如前。殺亦如黑日子王。即擗其衿。以引率來。到小治田。掘穴。而隨立埋者。至埋腰時。兩日走拔而死。

(一六二) 亦與軍。圍都夫良意美之家。爾與軍待戰。射出之矢如葦來散。於是大長谷王。以矛爲杖。臨其內。詔我所相言之孃子者。若有此家乎。爾都夫良意美聞此詔。命自參出。解所佩兵。而入度拜。白者。先日所問賜之女子詞良比賣者侍。亦謂五處之屯宅。以獻。所謂五村屯宅者。今葛城之五村。苑人也。然其正身所以下參向者。自往古至今時。聞臣連隱於王宮。未聞王子隱於臣之家。是以思。賤奴意富美者。雖竭力戰。更

(古訓古事記)

其の黒日子王、うちも驚かすて、意緩に心せり。於是、大長谷王、其の兄を告りて、一には、天皇にまし、一には、兄弟にますを、何も、恃心なく、人の其の兄を殺りまつれる事を聞きつゝ、驚きもせずて、意におもほせると言ひて、即ち、其の衿を握りて、控出で、刀を抜きて打殺したまひき。亦、其の兄、白日子王に到して、前の如、狀、告げまをしたまふに、このみこも、黒日子王の如、緩におもほせりしかば、即ち、其の衿を握りて、引率來て、小治田に到りて、穴を掘りて、立ながらに埋みしかば、腰を埋む時に至りて、兩の目走抜けてぞ死せたまひぬる。

(一六二) 亦、軍を興して、圓大臣の家を圍みたまひき。爾、軍を興して、待戦ひて、射出る矢、葦の散來るが如くなりき。於是、大長谷王、矛を杖につかして其の内を臨みまして詔りたまはく。我が相言へる孃女は、若、此の家には有乎とのりたまひき。爾に、圓大臣、此の詔命を聞きて、自ら參出で、佩ける兵を解きて八度拜みて、白

三百九十二

慷慨悲憤に堪へず、直ちに兄、黒日子王の處にいつて、「天皇を弑し奉つたものがある。如何に致しませう。」と、仰せられた。

黒日子王は、格別驚いた様子もなく、何だか平気で居らせられた。大長谷王は兄王に向ひ、「一には天子であり、一には兄弟のことであるのに、頼母敷げもない、兄君の殺された事を聞きながら、驚きもせず平気で居るといふことが有らうか。」

と罵り、黒日子王の領元を擗んで、引ずり出し、刀を抜いて打殺された。

此より、又、兄、白日子王の所に行つて、前の如く、天皇の崩御の次第を知せられたのに、此の王も、黒日子王のやうに、平氣に聞いてお在になつたから、領首を引攪んで、そびき出し、小治田(大和國)と云ふ處に連れて行つて、穴を掘り、立ちながら生埋めにした處が、腰まで埋めた時、兩の眼玉が飛出して、死んでしまはれた。

(一六二) 大長谷王は、軍勢を率ゐて、目弱の王の隠れてお在になる、都夫良意美の家を取圍ませられると、彼方でも、亦軍の用意をして待受け、射掛ける矢は葦の花の散るやうであつた。大長谷王、矛を杖について、都夫良意美の家の内を臨んで、

(俗語古事記)

安康天皇

三百九十三

(古事記原文)

無可勝。然特已。入坐于隨家之王子者。死而不棄。如此白而。亦取其兵。還入以戰。爾力窮矢盡。白其王子。僕者手悉傷。矢亦盡。今不得戰。如何。其王子。答。詔然者更無可爲。今殺吾。故以刀刺。殺其王子。乃切已頸以死也。

(一六三) 自茲以後。淡海之佐佐紀山君之祖名韓俗白。淡海之久多(此二字以音)綿之蚊屋野。多在猪鹿。其立足者。如荻原。指舉角者。如枯樹。此時相率市邊之忍齒王。幸行淡海。到其野。各異作。假宮。而宿。爾明且。未日出之時。忍齒王。以平心。隨乘御馬。到立大長谷王假宮之傍。而詔其大長谷王子之御伴人。未寤坐。早可白也。夜既曙訖。可幸。獵庭。乃進馬出行。爾侍其大長谷王之御所。入等。

(古訓古事記)

三百九十四

しけるは、先日問賜へる女子、訶良比賣は侍らむ。亦、五處の屯宅を副へて獻らむ。(所謂五村の屯宅は、今の葛城の五村の苑人なり) 然るに、其の正身參向さる所以は、往古より、今に至るまで、臣連の王の宮に隠ることは聞けど、王子の臣の家に隠りませること未だ聞かず。是を以て思ふに、賤奴意富美は、力を竭して戦ふと雖ども、更に、え勝ちまつらじ。然れども、己を恃みて賤家に入坐せる王子は、死ぬとも棄てまつらじ。如此白して、亦、其の兵を取りて還入りて戦ひき。爾、力窮き矢も盡きぬれば、其の王子に白しけらく。僕は、手悉傷ひぬ。矢も盡きぬ。今は得戦はじ。如何にせむと白しければ、其の王子、然らば更に可爲なし。今は吾を殺せよと答詔たまひき。故、刀以て、其の王子を刺し殺せまつりて、乃ち、己が頸を切りて死せにき。

(一六三) 自茲以後、淡海の佐々紀の山君の祖、名は韓俗、白さく。淡海の久多綿の蚊屋野に猪鹿多在り。其の立てる足は、荻原の如く、

「我が先に貰受けんと約束した汝の娘は、此家に居るか」

と仰せられた。此れを聞いた都夫良意美は、武器を解き捨て、王の前に進み出で、八度伏拜みて、「お約束の訶良姫はお側に差上げませう。尙五ヶ村の領分(今の葛城の五村の園丁)をも添へて獻上げませう。併し、只今、訶良姫を連れて参りませぬ譯は、昔から今日まで、臣たるものが皇族方の邸宅に隠れた事は聞きませんが、皇族方が、臣下の邸に隠れさせられた事は承りませぬ。私が如何に力を竭しお相手を致しましても、お勝ち申す事は、無論、出来ませぬ。私を頼んで入らせられた目弱の王を、お棄て申す事は死んでも出来ませぬ。訶良姫は何卒、私が打死をした跡で御召し下さいませ。」

と、申上げて、更に武器を帯び、邸に還り入つて戦うた。やがて、力も窮き、矢種も盡きたので、目弱の王に對ひ、

「私は手創を負ひました。矢も盡きました。最早戦は出来ませぬ。如何致しませう」と、申上げると、「其れでは致方もない、此上は吾を殺してしまへ。」

と、王子は仰せられた。都夫良意美は、刀で王子を刺殺し、さて我と我が頸を斬つて死んだ。

(俗語古事記)

安 康 天 皇

三 百 九 十 五

(古事記原文)

白宇多豆物云王子(宇多氏三字以晋)故。應慎亦宜。堅御身。即衣中服。甲取。佩弓矢。乘馬出行。倏忽之間。自馬往變。拔矢。射落其忍齒王。乃亦切其身。入於馬槽。與土等埋。

(一六四) 於是市邊王之王子等。意富祁王。袁祁王。(二柱)聞此亂而逃去。故到山代。刈羽井。食御糧之時。面黧老人來。奪其糧。爾其二王言。不借糧。然汝者誰人。答曰。我者山代之猪甘也。故逃。渡致須婆之河。至針間國。入其國人。名志自牟之家。隱身。役於馬甘牛甘也。

(古訓古事記)

指擧たる角は枯樹の如しと白しき。此の時、市邊之忍齒王を相率ひて淡海に幸行して、其の野に到りませば、各、異に假宮を作りて宿りましき。爾、明旦、未だ日も出でぬ時に、忍齒王、以平心、御馬に乗らし隨、大長谷王の假宮の傍に到立して、其の大長谷王子の御伴人に詔りたまはく。未だ、寤坐さぬにこそ。早く白すべし。夜は既に曙けぬ。獵庭に幸すべしとのりたまひて、乃ち、馬を進めて出行しぬ。爾に、大長谷王の御所に侍ふ人等、うたて物云ふ王子なれば、應、慎、御身をも堅めたまふべしと白しき。即、衣の中に甲を服まし、弓矢を取佩かして、馬に乗らして出行まして、倏忽之間に、馬より往變ばして、矢を抜きて、其の忍齒王を射落して、乃ち、亦其の身を切りて、馬槽に入れて、土と等く埋みき。

(一六四) 於是、市邊王之王子等、意富祁王、袁祁王、(二柱)此の亂を聞かして、逃去りましき。故、山代之刈羽井に到りまして、御糧食す時に、面黧る老人來て、其の糧を奪りき。爾、其の二ばし

三百九十六

(一六三) その後、近江の國、佐々紀の山の君、名を韓袋といふ者が、

「近江の國の、久多綿の蚊屋野と申す處に、非常に澤山の猪、や鹿などが居ります。其の群つた足は薄原の薄の如く、さしあける角は枯樹の林のやうで御座います。」

と、申出でた。そこで、大長谷王(雄略)は、市邊忍齒王と連れ立つて、近江の國に、狩獵においでになつた。其の蚊屋野といふ處に著いて、銘々、別々の假屋を建て、お泊りになつた。

さて、其の翌朝早く、まだ日も出ぬうちに、忍齒王は、何心なく、御馬に乗つたまふ、大長谷王の假屋の近くにお出になつて、大長谷王の、お供の者に向ひ、

「まだ、お眼覚ではないさうな、夜は最う明けました。獵場においでなされと申し上げよ。」

と仰せられ、御自分は、其のまゝ、馬を進めて獵場にお出になつたのである。

「厭な事を仰せられる忍齒王の事で御座りますから、十分御用心をなさらねばなりません。御體もしつかと御武装あらせられませ。」

と申上げた。王は衣の下に鎧を着込み、弓矢を携へ、馬に乗つて、お出かけになつたが、忽ち忍齒王に追付き、馬を並べて進む間に、矢を抜いて、忍齒王を馬より射落し、すだく切つて、馬槽に

(俗語古事記)

安康天皇

三百九十七

(古事記原文)

(古訓古事記)

三百九十八

らの王、糧は惜まぬを、汝は誰人ぞ言りたまへば、我は山代の猪甘なりと答白しき。故、久須婆の河を逃渡りて、針間國に至りまし、其の國人、名は、志自牟が家に入りまして、身を隠して、馬甘、牛甘にぞ役はえいましける。

入れ、土の中に埋めておしまひになつた。

(一六四) 市邊の王の王子、意富祁王と、袁祁王は、此の騒動を聞いてお逃になり、山城の國刈羽井と云ふ處で、辨當を召上つてお在になると、刑罰の點のある老人が来て、其の辨當を奪取つた。二人の王子は、

「辨當は惜しくはないが。一體汝は何者だ。」
と、お尋ねになると、

「私は山城で、御上の豚を飼つて居る猪飼だ。」
と答へた。

それから、玖須婆の河(河内國)を逃渡り、播磨の國においでになり、その國の人で志自牟と云ふ者の家に入り、素性を隠して、牛飼ひ、馬飼ひの賤しき仕事を爲ておいでになつたのである。

(俗語古事記)

安康天皇

三百九十九

(古事記原文)

(一六五) 大長谷若建命。坐長谷朝倉宮。治天下也。天皇娶大日下王之妹。若日下部王。(無子)又娶都夫良意富美之女。韓比賣。生御子。白髮命。次妹若帶比賣命。(二柱)故爲白髮太子之御名代。定白髮部。又定長谷部舍人。又定河瀬舍人。也。此時吳人參渡來。其吳人安置於吳原。故號其地。謂吳原也。

(一六六) 初太后坐日下之時。自日下之直越道。幸行河内。爾登山上。望國內者。有上堅魚。作舍屋之家。天皇令問其家云。其上堅魚。作舍者誰家。答曰。白志幾之大縣主家。爾天皇詔者。奴乎。己家似天皇之御舍。而造。即遣人。令燒其家之時。其大縣主懼。積首曰。奴有者。隨奴不覺而過。

(古訓古事記)

(一六五) 大長谷若健命(雄略)、長谷朝倉宮に坐まして天下治しめしき。この天皇、大日下王の妹、若日下部王に娶ひましき。(無子)又、都夫良意富美が女、韓比賣を娶して、生みませる御子、白髮命。次に、妹若帶比賣命(二柱)故、白髮太子の御名代と爲て、白髮部を定めたまひ、又、長谷部舍人を定めたまひ、又、河瀬舍人を定めたまひき。此の時に吳人參渡來つ。其の吳人を吳原に置きたまひき。故、其地を吳原とは謂ふなり。

(一六六) 初、太后、日下に坐しける時、日下の直越道より河内に幸行しき。爾、山の上に登りまして、國內望しければ、堅魚を上げて、舍屋を作る家あり。天皇、其の家を問はしめたまはく。其の堅魚を上げて作れる舍は、誰が家ぞと問はしめたまひしかば、志幾之大縣主が家なりと答白しき。爾に、天皇詔りたまへるは、奴や、己が家を天皇の御舍に似て造れりと、のりたまひて、即ち、人を遣して、其の家を焼かしたまふ時に、其の大縣主、懼畏みて、積首

雄略天皇

(一六五) 大長谷若健命、長谷朝倉宮(大和國)にお在になつて、天下をお治めになつた。此の天皇、大日下王の妹、若日下部王を娶させられたが、御子を生まれさせず。又、都夫良意富美の娘、韓比賣を娶して、白髮命と、妹若帶比賣命を生ませられ、白髮命の御名代として、白髮部をお定めになり、又、長谷部舍人と、河瀬舍人をお定めになつた。此の御世に、吳人(支那)が歸化して來たので、吳原(高市郡)と云ふ處に置かせられた。吳人を置いたから、其處を吳原と謂ふのである。

(一六六) 皇后が、もと、日下(河)と云ふ處にお在になつた時、天皇は大和から捷路を取つて、日下の直越道を経て、河内へお行幸になつた。山の上に登つて、四方を眺望あらせられると、棟に鯉魚木を上げて作つた家がある。天皇、其の家を御覽になり。

「彼の鯉魚木を上げてゐるのは、誰の家か。」と問はせられた。

(俗語古事記)

雄略天皇

作。甚畏。故獻能美之御幣物。(能美二字以音)布繫白犬著鈴而。已族名謂腰佩人令取犬繩以獻上。故令止其著火。即幸行其若日下部王之許。賜入其犬。令詔是物者。今日得道之奇物。故都摩孺比(此四字以音)之物云而。賜入也。於是若日下部王。令奏天皇。背日幸行之事。甚恐。故已直參上而仕奉。是以還上坐於宮之時。行立其山之坂上。歌曰。久佐加辨能。許知能夜麻登。多多美許母幣具理能夜麻能。許知甚知能。夜麻能賀比爾。多知邪加由流。波呂呂久麻加斯。母登爾波。伊久美陀氣淤斐。伊久美陀氣。伊久美波泥受。多斯美陀氣。多斯爾波章泥受。能知母久美泥牟。曾能淤母比豆麻。阿波禮。即令持

(古事記原文)

(古訓古事記)

白さく。奴にあれば、奴ながら覺らずして過ち作れり、甚畏しと白しき。故、謝罪の御幣物を獻つる。白き犬に布を繫けて、鈴を著けて、己が族、名は腰佩と謂ふ人に、犬の繩を取らしめて獻上りき。故、其の火著くることを止めしめたまひき。即ち、其の若日下部王の許に幸行して、其の犬を賜入れて、詔らしめたまはく。此の物は、今日道に得つる奇しき物なり、故、つまどひの物と云ひて賜入れき。於是、若日下部王、天皇に奏さしめたまはく。日に背きて幸行せる事、甚恐し。故、己直に參上りて仕奉らむと奏さしめたまひき。是を以て、宮に還り上り坐す時に、其の山の坂上行立して、歌た曰ひたまはく。

日下部の 此方の山と
麓 平群の山の
此方此方の 山の峽に
立榮る 葉廣隱白構

四百二

「志幾の大縣主の家で御座りまする。」と御伴の者が申上ぐると、

「奴め、無禮にも、己が家を天皇の宮殿に似せて作つて居るな。」

と仰せられ、早速人を遣つて、其の家を焼き拂はせられようとした。其の大縣主は懼畏み、謹んで、

「賤しい奴の事とて、何も存ぜず、過つて拵へました、どうも恐入りました御座りまする。」と、謝罪の獻上物として、白犬に布を懸け、鈴を付け、親族のもの、腰佩と云ふ男に、犬の繩を拽

せて獻上した。それで、其の家に火を付ける事を止めさせられた。それから、若日下部王の許においでになつて、彼の犬を贈らせられ、お伴の者をして、

「此れは、今日、途中で手に入れた珍しい物であるから、進物にする。」と言はしめられると、若日下部王は、

「日を背にして御出になりましたのが、甚だ、恐れ多う御座いますから、今日はお目にかゝりませすに、私の方より、直に罷りいでまして御奉公申しあげませう。」と、人を以つて申上げられる。

そこで、天皇はお還になつたが、途中、日下山の坂上に立ち止まつて、こんな御歌を詠ませられた。

(俗語古事記)

雄略天皇

四百三

(古事記原文)

此歌而返使也。
(一六七) 亦一時天皇遊行。到於美和河之時。河邊有洗衣童女。其容姿甚麗。天皇問其童女。誰子。答曰。白己名謂引田部赤猪子。爾令詔乎。汝不厭夫。今將喚而。還坐於宮。故其赤猪子。仰待天皇之命。既經八十歲。於是赤猪子以爲。望命之間。已經多年。姿體復萎。更無所持。然非顯待情。不忍於悒。而令持百取之機代物。參出貢獻。然天皇既忘先所命之事。問其赤猪子曰。汝者誰老女。何由以參來爾。赤猪子答曰。其年其月。被天皇之命。仰待大命。至乎今日。經八十歲。今容姿既青。更無所持。然願白己志。以參出耳。於是天皇大驚。吾既忘先事。然汝守志待命。徒過盛年。是甚愛

(古訓古事記)

本方には 入組竹生ひ
末方には 足繁竹生ひ
入組竹 入籠は不寝
足繁竹 髓には不率宿
後も 將寝 共思妻可憐
即ち、此の歌を持たしめて、返し使はしき。
(一六七) 亦、一時、天皇、遊行しつゝ美和河に到りませる時に、河の邊に衣洗ふ童女あり。其、容姿甚麗かりき。天皇、其の童女に汝は誰が子ぞと問はしければ、己が名は、引田部の赤猪子と謂すと答白しき。爾、詔らしめたまへらくは。汝、嫁夫すてあれ、今喚してむと詔らしめたまひて、宮に還坐しき。故、其の赤猪子、天皇の命を仰待ちて、既に八十歳を経たりき。於是、赤猪子、以爲ひけるは、命を望きまちつる間に、己に、多の年を経て、姿體瘦み萎けてあれば、更に所持なし、然れども、待ちつる情を顯し白さずて

目下部の 此方の山と
此方々々の 山の峽に
本方には いくみ竹生ひ
いくみ竹 いくみは寝ず
後も組み寝む 其の思ひ妻あはれ
(歌の大意) 目下部の此方の山と、彼方の平群山と、あちこちの山の間に葉廣な熊櫓が立ち聳えて居る。其の下の方に、いくみ竹、たしみ竹(どちらも、竹の群つて生えて居ること、後に)が生えて居る、其のいくみ竹のいくみでは寝ずに歸るのである(いくみ寝るとは、一處に寝ること)其のたしみ竹の、たしかには寝ずにかへるが、いづれ、後ほど遠からず思ふまでになることであらう、わが深く思ふところの妻よ。
而して、此歌を、若目下部の王におつかはしになつた。
(一六七) 或る時、御散步の序に、美和河(大和國式上郡)にお出になつた。河邊で衣を洗つて居る娘が有つたが、其が中々美しい娘であつた。
天皇、其の娘に向はせられ、
「汝は誰の娘か。」とお尋ねになると、

(俗語古事記)

雄略天皇

悲。心裏欲婚。憚其極老。不_レ得成婚。而。賜_レ御歌。其歌曰。美母呂能。伊都加斯賀母登。加斯賀母登。由由斯伎加母。加志波良衰登寶。又歌曰。比氣多能。和加久流須婆良。和加久閉爾。章泥豆麻斯母能。游伊爾祁流加母。爾赤猪子之泣淚。悉_レ濕其所服之丹楯袖。答_レ其大御歌。而歌曰。美母呂爾。都久夜多麻加岐。都岐阿麻斯。多爾加母余良牟。加微能美夜比登。又歌曰。久佐迦延能。伊理延能波知須。波那婆知須。微能佐加理毘登。登母志岐呂加母。爾多_レ嫁給其老女。以。返遣也。故此四歌者。志都歌也。

(古事記原文)

(古訓古事記)

は愜くておもひ不忍とて、百取の机代物を持たしめて、参出て買獻りき。然るに、天皇、先に所命之事をば、既く忘らして、其の赤猪子に問はしけらく。汝は、誰やし老女ぞ。何由、参來つると問はしければ、赤猪子答白しけらく。某の年某の月に、天皇の命を被りて、今日まで大命を仰ぎ待ちて、八十歳を經にたり、今は、容姿既に著いて、更に、所持なし。然はあれども、己が志を願し白さむとしてこそ参出つれとまをしき。於是、天皇大く驚きまして、吾は既く先の事を忘れたり。然るに汝守志に命を待ちて、徒に盛年を過し_レ事、甚愛悲しとのりたまひ、婚さま欲しくおもほせども其の極く老いぬるに憚りたまひて、得婚さずて、御歌を賜ひき。其の歌曰

御 諸 の 殿 白 櫛 が 本
白 櫛 が 本 忌 々 し き 哉
白 櫛 原 少 女

四百六

「私は、引田部の赤猪子と申すもので御座います。」と申上げた。そこで、天皇は、

「何れ召使ふ程に、嫁らずに居よ。」

と仰せられて、お還りになつた。

赤猪子は、仰せに依り、天皇のお召しを待つて、餘程の年になるまで嫁入りをしなかつた。赤猪子、思ふに、「お召を待つて、最早、何十年も過去つた。今は斯う、見る影もなく老萎れてしまつて、所詮待つた甲斐もあるまいが、待つたと云ふ其の眞心だけなりとも申上げねば、あきらめられない」と、數數の魚鳥、蔬菜など取揃へ、其れを持つて献上して來た。

天皇は、昔仰せられた事を、すつかり、お忘れになつて、

「汝は、何と云ふ老女ぢや、何ういふわけで参つた」とお尋ねになつた。

「私は、何の年の何の月に、陛下の仰せを蒙りまして、今日までお召出を待つて、長い歳を過しました。最早、容姿も此の通りで、お召使ひを願ふのでは御座いませんが、志だけを申上げませうとて参りました」

(俗語古事記)

雄略天皇

四百七

(古事記原文)

(二六八) 天皇幸行吉野宮之時。吉野川之濱。有童女。其形姿美麗。故婚是童女。而還坐於宮。後更亦幸行吉野之時。留其童女之所。遇於其處。立大御吳床。而坐其御吳床。彈御琴。令爲舞。其童子。爾因其童子之好舞。作御歌。其舞曰。阿具良草能。加微能美且母知。比久許登爾。麻比須流。哀美那。登許余爾母加母。即幸阿岐豆野。而御獵之時。天皇坐御吳床。爾。虻昨御腕。即。蜻蛉來。御其虻。而。飛。(訓蜻蛉云阿岐豆)於是作御歌。其歌曰。美延斯怒能。哀牟漏賀多氣爾。志斯布須登。多禮會意富麻幣爾。夜須美斯志。和賀滲富岐美能。斯志麻都登。阿具良爾伊麻志。斯漏多門能。蘇且岐蘇那布。多古牟良爾。阿牟加岐都岐。

(古訓古事記)

又 引田の 若栗栖原 若く間に 率寝てましもの 老にける哉 赤猪子が泣く涙に、其の服せる丹摺の袖、悉濡れぬ。其の大御歌に答へまつれる歌曰。 御諸に 齋くや靈籠 齋き餘し 誰にかも將依 神の宮人 入江の蓮 日下江の 身の盛人 花 蓮 羨しきろ哉 爾、其の老女に、祿多に給ひて、返遣りたまひき。故、此の四歌は 又歌曰

と申上げた。天皇は大層驚かせられ、

「もう、其の事は、遠うに忘れて居たのにお汝は、固く約束を守つて、青春を徒に過したか、可愛さうな事をした。」

と仰せられ、お召使にならうかとも思召されたが、餘り年老つてゐるのに御遠慮あらせられ、其のまゝに還して、御歌を賜はつた、其の歌は。

御諸の 一つ樗が木

樗が木

ゆゝしきかも

かしはら處女

(歌の大意) 御諸の尊い神の山の、ゆゝしい樗の本の處女の、さても、ゆゝしく清い操ではある。

又、お歌がある。

引田の 若栗栖原

若間に

率寝てましもの

老にけるかも

(歌の大意) あゝ若い間に召し使ふ筈であつたものを、かあい相に、空しく、今は年老つてしまつて居るよ。(初の三句は昔間に)

赤猪子は、堪へかねて泣く、其の涙に、丹摺の衣類の袖が、皆しとく濡れた。さて、御製にお答へ

(俗語古事記)

雄略天皇

(古事記原文)

曾能阿牟衰。阿岐豆波夜具比。加久能基登。那爾波夜牟登。蘇良美都。夜麻登能久爾衰。阿岐豆志麻登布。故自其時。號其野。謂阿岐豆野也。

(古訓古事記)

志都歌なり。

(一六八) 天皇、吉野宮に行幸せる時、吉野川の濱に童女の遇へる其、形姿美麗かりき。故、是の童女を婚して、宮に還坐しき。後に、更に、亦吉野に行幸せる時に、其の童女の遇りし所に留りまして、其處に、大御吳床を立て、其の御吳床に坐しまして、御琴を弾かして、其の嬢子に舞爲しめたまひき。爾、其の嬢子、好く舞へしに因りて、作御歌したまへる、其の歌曰。

吳床座の 神の御手以
彈琴に 舞ひ爲る女

常世にもがも

即ち、阿岐豆野に幸まして、御獵せず時に、天皇、御吳床に坐しましけるに、蛇、御腕を咋ひけるを、蜻蛉来て、其の蛇を咋ひて、飛びいにき。(蜻蛉を訓みて阿岐豆と云ふ) 於是、作御歌したまへる、其の歌曰。

申した歌に、

御諸に

つくや玉籬

齋きあまし

誰にかも依らむ

神の宮人

(歌の大意) 神の玉垣を築く土の、築き餘りを何處にどうしよう、其と同じ天皇の仰せを待つて、今まで、過した此から先を、どう爲よう。

又、歌ふやう。

日下江の

入江の蓮

花ばちす

みの盛り人

ともしきろかも

(歌の大意) 日下江の入江に蓮の花が奇麗に咲いて居る。あゝ其の盛りの身であつたらば、御奉公も出来たにあゝ、若い、盛りの人が羨ましい。

赤猪子には、澤山の賜物を下さつて、故郷にお返しになつた。此の四つの歌は志都歌といふ。

(一六八) 天皇、吉野宮(大)に行幸の時、吉野川の邊に居た、美しい娘を娶してお還りになつた、後、亦吉野へ行幸をなされた時、先に其の娘とお遇になつた所に、お止りになり、其處に椅子を据ゑ、椅子に掛けて、琴をお弾きなさつて、其の娘に命じて、舞を舞はしめられた。そして娘が好く舞ふ

(俗語古事記)

雄略天皇

四百十一

(一六九) 又一時。天皇登幸葛城之山上。爾大猪出。即天皇以鳴鶴射其猪之時。其猪怒而。宇多岐依來。(宇多岐三字以音)故天皇畏其宇多岐。登坐椽上。爾歌曰。夜須美斯志。和賀意富岐美能。阿蘇婆志斯。志斯能。夜美斯志能。宇多岐加斯古美。和賀爾宜。能須理斯。阿理袁能。波理能紀能延陀。

(古事記原文)

(古訓古事記)

三吉野の	猪鹿伏と	大前に奏す	安見しよ	猪鹿待つと	白服の	手膳に	其の虻を	此の如	虚空見つ	蜻蛉島とふ
小牟漏が岳に	誰ぞ	吾大君の	吳床に坐し	袖着具ふ	虻搔着き	蜻蛉速咋ひ	名に將負と	大和の國を		

故、其の時よりぞ、其の野を、阿岐豆野とは謂ひける。
(一六九) 一時、天皇、葛城の山上に登幸ましき。爾に、大猪出でたりき。即ち、天皇、鳴鶴を以ちて其の猪を射たまへる時に、其の

のを御覽になつて、お詠みになつた歌に。

胡床座の

神の御手もち

弾く琴に

舞する女

常世にもがも

(歌の大意) 我が弾く琴の音につれて、いかにも好く舞ふ此の女、いつまでも斯うして居たいものだ。天皇、阿岐豆野(大和國)御獵の時、椅子に掛けてお在になつたところが、一疋の虻が飛んで来て、天皇のお腕に喰付いた。すると、また、一疋の蜻蛉が、来て、其の虻を食つて飛んで行つた、そこで、お歌がある。

三吉野の

をむろが嶽に

猪伏すと

誰ぞ

大前に奏す

安見しよ

我が大君の

猪待つと

胡床に坐し

白袴の

袖着そなふ

手膳に

虻搔つき

其の虻を

蜻蛉早喰ひ

此くの如

名に負むと

虚空みつ

大和の國を

蜻蛉州云ふ

(歌の大意) 三吉野の小室、嶽に、猪や鹿が居ると申して来たものが有つたので、其を狩に來た。

(俗語古事記)

雄略天皇

(古事記原文)

(一七〇) 又一時天皇登幸葛城山之時。百官人等。悉給著紅紐之青摺衣。彼時有其自所向之山尾。登山上一人。既等天皇之齒簿。亦其裝束之狀。及人衆。相似不傾。爾天皇望令問曰。於茲倭國。除吾亦無王。今誰人如此而行耶。答曰之狀亦。如天皇之命。於是天皇大怒而。矢刺。百官人等。悉矢刺爾。其人等亦皆矢刺。故天皇亦問曰。然告其名。爾各告名而彈矢。於是答曰。吾先見問故吾先爲名告。吾者。雖惡事而一言。雖善事而一言。言離之神。葛城之一言主之大神者也。天皇於是惶畏而白。恐我大神。有二字都志意美者(自宇下五字以音)不覺白而。大御刀及弓矢始而。脫百官人等所服之衣服。以拜獻。爾其一言主大神手打受其棒

(古訓古事記)

四百十四

猪怒りて、うたぎ依り來。故、天皇、其の宇多岐を畏みて、榛の上に登りましき。爾、歌曰したまはく。

安見しし 吾大君の

あそぼしし 猪の惱猪の

咆哮長み 朕逃登りし

在丘の 榛の木枝

(一七〇) 又、一時、天皇、葛城山に登幸ませる時、百官の人等、悉に紅紐着ける、青摺の衣を給はりて服たりき。彼の時に、其の所向の山の尾より、山の上に登る人有り。既に、天皇の齒簿に等しく、其の裝束の狀、及、人衆も相似て傾れず。爾に、天皇、望して、問はしめ曰はく。茲の倭國に、吾を除きて、亦、王は無きを、今、誰人ぞ、如此て行くと、問はしめたまひしかば、答曰せる状も、天皇の命の如くなりき。於是、天皇大く忿らして、矢刺したまひ、百官の人等も、悉に、矢刺しければ、其の人等も、皆、矢刺せり。

猪鹿を待つて、胡床にかけて居ると、手に、蛇が掻き着いた、其の蛇を、蜻蛉(とん)が来て早くも食つてしまつた。斯様にこの日本を秋津洲と云ふので、そのよい名を持つ蜻蛉が、名に背かぬ功を立てたのである。

それから、其の野原を阿岐野といふ事になつた。

(一六九) 又、或る時、天皇、葛城の山にお登りになつた。すると大きな猪が出た。天皇、鎗矢を以て、其の猪を射させられたが、猪は怒つて哮り寄つて來る。天皇は其の哮り聲に畏れて、榛に逃上らせられた。そして、榛の上で、歌をお詠みになつた。

安見しし 猪の惱猪の

咆哮長こみ 朕逃上りし ありをの 榛の樹の枝

(大意) 天皇吾れ、吾が射たところの手負猪が、咆哮つて向つて來たので、其處にあつた榛の枝に登つて、急を免かれた、あ、此の榛の爲に。

(一七〇) 天皇、又或る時、葛城山にお登りになつた時、百官、皆な、紅紐の付いた、青摺の衣を頂戴して着用した。其の時、向ふの山の麓より、山の上に登る人があつた。丁度、天皇の行列のやうで、裝束から供奉の人々までよく似て孰が眞個か判らない。天皇、其れを御覽になつて、

(俗語古事記)

雄略天皇

四百十五

(古事記原文)

物。故天皇之還幸時。其大神滿山末。於長谷山口。送奉。故是一言主之大神者。彼時所顯也。
(二七一) 又天皇。婚丸邇之佐都紀臣之女袁杼比賣。幸行于春日之時。媛女逢道。即見幸行而。逃隱岡邊。故作御歌。其御歌曰。袁登寶能。伊加久流袁加袁。那須岐母。伊本知母質母。須岐婆奴流母能。故號其岡一謂金組岡也。

(古訓古事記)

故、天皇、亦問はしめ曰はく。然らば、其の名を告らさね。各、名を告りて、矢彈たむとのりたまひき。於是、答曰さく。吾先問えたれば、吾先名告爲む。吾は、雖惡事而一言、雖善事而一言、言離之神、葛城の一言主之大神なりとまをしたまひき。於是、天皇、惶畏みて白したまはく。恐し、我が大神現身有さむとは覺らざりきと白したまひて、大御刀、及、弓矢を始め、百官の人等の服せる衣服を脱しめて、拜みて獻りき。爾、其の一言主大神、手打ちて、其の捧物を受けたまひき。故、天皇の還幸す時、其の大神、山を降來まして、長谷の山口に送奉りき。故、是の一言主之大神は、彼の時、にぞ顯れませる。

(二七一) 又、天皇、丸邇之佐都紀臣が女、袁杼比賣を婚ひに春日に幸行せる時、媛女の道に逢へる、幸行を見て、岡邊に逃隠りき。故、作御歌したまへる。其の御歌曰。

嬬子の隠る岡を

「朕を外に、日本に天子は無い筈、其様して行くは誰か。」と、問はしめられた。すると、其答へが、天皇の命せの通りを、向ふからも申した。天皇、ひどくお怒りになり、御伴の諸官と共に、ことごとく矢を番はせられた。すると、やつぱり向ふの人々も同様に矢を番へた。で、天皇は、斯う問はしめられた。「然らば、名を名乗れ。双方、名乗つた上で矢を放たう。」之に向ふの人が答へて申すには。

「それでは、名乗らう、吾は、雖惡事而一言、雖善事而一言、言離の神、葛城の一言主大神である。」此の名乗を聞かせられて、天皇は謹しんで、

「畏多い、大神の、御神體を現はし給ふとは、思掛のない事であつた。」

と、仰せられ、太刀、弓矢を始め、百官の青摺の衣をも脱がせ、伏拜んで獻上させられた。一言主大神は、手を打ち喜んで、此の獻上物を受けさせられた。

天皇還御の時、其の大神は、山を下つて遠く長谷の山の口まで、お見送りなされた。一言主大神の神體の現はれさせられたのは、此れが最初である。

(二七一) 又、天皇、丸邇の佐都紀、臣の娘、袁杼姫を娶さうとて、春日(和)にお出になつたが、嬬子は

(俗語古事記)

雄略天皇

(古事記原文)

(一七二) 又天皇坐長谷之百枝
槻下。爲豐樂之時。伊勢國之三
重。指舉大御盞。以獻。爾其白枝
葉落。浮於大御盞。其燦不知。落
葉浮於盞。猶獻大御酒。天皇看
行其浮盞之葉。打伏其妹。以刀
刺充其頸。將斬之時。其妹白天
皇曰。莫殺吾身。有應白事。即
歌曰。麻岐牟久能。比志呂乃美夜
波。阿佐比能。比傳流美夜。由布比
能。比賀氣流美夜。多氣能泥能泥能
流美夜。許能泥能。泥婆布美夜。夜
本爾余志。伊岐豆岐能美夜。麻紀佐
久。比能美加度。爾比那閉夜爾。滌
斐陀且流。毛毛陀流。都紀賀延波。
本都延波。阿米袁滌幣理。那加都延
波。阿豆麻袁滌幣理。志豆延波。比
那袁滌幣理。本都延能。延能宇良
婆波。那加都延爾。滌知布良婆閉。

(古訓古事記)

金 鉏 も 五百箇も欲得
鉏き撥ぬるもの
故、其の岡を、金鉏岡とぞ謂けらる。

(一七二) 又、天皇、長谷の百枝槻の下に坐しまして、豊樂爲
す時に、伊勢國の三重槻、大御盞を指舉げて獻りき。爾に、其の百
枝槻の葉落ちて、大御盞に浮べりき。其の妹、落葉の盞に浮べる
を知らずて、猶、大御酒獻りけるに、天皇、其の盞に浮べる葉を
看行して、其の妹を打伏せ、刀を、其の頸に刺充て、斬りたまはむ
とする時に、其の妹、天皇に、白しけらく。吾が身を、な殺した
まひそ。白すべき事ありと曰して、即ち、歌曰ひけらく。

纏 向 の 日代の宮は
朝 日 の 日 照 宮
夕 日 の 日 耀 宮
竹の根の根 足 宮

四百十八

途中で、天皇の行幸を見て、岡の方へ隠れてしまった。
天皇、其の時の歌に、

媛女の
鉏き撥ぬるもの
い隠る岡を
金鉏も
五百箇もがも

(歌の大意) 媛女が岡に隠れてしまった、鐵鉏の五百挺も欲しい、其があつたら、彼の岡を鉏き撥ねて、隠
處を見つけ出さうもの。
で、此の岡を金鉏。岡と名づけた。

(一七二) 又、天皇、長谷に在る百枝槻といふ槻の大木の下で、御酒宴をお開きになつた時、伊勢
國の三重の采女、御盞を捧げて来て、天皇に獻つたが、あやにく槻の葉が落ちて、盞に浮いた。采
女は、其れと氣も付かず、猶も御酒を獻つた。天皇、其の盞に槻の葉の浮いて居るのを御覽になつて
かつと怒り給ひ、采女を打ち伏せて、刀を頸に當て、あはや斬殺さうとなされた。采女は聲を上げ、
「何卒、お許し下されませ、申上げたい事が御座りまする」と言つて、歌を詠んだ。

まきむくの 日代の宮は 朝日の 日照る宮

(俗語古事記)

雄略天皇

四百十九

那加都延能。延能宇良婆波。斯毛都延爾。沁知布良婆閉。斯豆延能。延能宇良婆波。阿理岐奴能。美幣能古賀。佐佐賀世流。美豆多麻宇岐爾。宇岐志阿夫良。沁知那豆佐比。美那許袁呂。許袁呂爾。許斯母。阿夜爾加志古志。多加比加流。比能美古。許登能。加多理基登母。許袁婆。故獻。此歌者。赦其罪也。爾大后歌其歌曰。夜麻登能。許能多氣知爾。古陀加流。伊知能都加佐。爾比那閉夜爾。沁斐陀巨流。波昆呂。由都麻都婆岐。曾賀波能。比呂理伊麻志。曾能波那能。巨理伊麻須。多加比加流。比能美古爾。登余美岐。多巨麻都良勢。許登能。加多理基登母。許袁婆。即天皇歌曰。毛毛志紀能。滌富美夜比登波。宇豆良登理。比禮登理加氣巨。麻那婆志良。袁由岐阿閉。爾波

(古事記原文)

(古訓古事記)

木	八	眞	新	百	上	中	下	上	中	下	下	下
の	百	木	嘗	足	枝	枝	枝	枝	枝	枝	枝	枝
根	土	木	屋	る	は	は	は	は	は	は	は	は
の	よ	折	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に
の	し	析	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に
根	い	檜	生	楓	天	東	鄧	枝	落	枝	落	枝
這	築	の	立	が	を	を	を	の	觸	の	觸	の
ふ	の	御	て	枝	覆	覆	覆	末	は	末	は	末
宮	宮	門	る	は	へ	へ	へ	葉	へ	葉	へ	葉
宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮

夕日の	木の根の	眞木裂く	百足る	中つ枝は	上枝の	中つ枝の	下枝の	捧がせる	皆こをろくに	事の語言も
日耀る宮	根ばふ宮	檜の御門	楓が枝は	東を覆り	枝の末葉は	枝の末葉は	枝の末葉は	瑞玉盃に	此しも甚に畏し	此をば
竹の根の	八百土好し	新嘗屋に	上枝は	下枝は	中つ枝に	下つ枝に	あり衣の	浮きし脂	高光る	
根足る宮	いきづきの宮	生ひだて	天を覆り	鄧を覆り	落ち觸ばへ	落ち觸ばへ	三重の子が	落ち浸づさひ	日の御子	

(歌の) 纏向の日代の宮は、朝日夕日の日さしの宜い處、堅い地盤の上に堅固に建てられた御殿である。其の御殿の外に、楓の大木が聳えて居て、上の方の枝は天を覆ひ、中の枝は東の國を覆ひ、下の枝は其の外の方を覆うて居る。上の枝の末葉は中の枝に落ちかゝり、中の枝の落

(俗語古事記)

雄略天皇

日 本 神 典

須受米。宇受須麻理草且。祢布母加母。佐加美豆久良斯。多加比加流。比能美夜比登。許登能。加多理基登母。許袁婆。此三歌者。天語歌也。故於此豐樂。譽其三重採而給多祿也。是豐樂之日。亦春日之袁杼比賣。獻大御酒之時。天皇歌曰。美那曾會久。滲美能袁登賣。本陀理登良須母。本陀理斗理。加多久斗良勢。斯多賀多久。夜賀多久斗良勢。本陀理斗良須古。此者宇岐歌也。爾袁杼比賣獻。歌其歌曰。夜須美斯志。和賀滲富岐美能。阿佐斗爾波。伊余理陀多志。由布斗爾波。伊余理陀須多。和岐豆紀賀。斯多能。伊多爾母賀。阿世袁。此者志都歌也。天皇。御年壹佰貳拾肆歲。御陵在河内之多治比高鷗也。

(古事記原文)

(古訓古事記)

捧 け る 端 玉 盃 に
浮 し 脂 落 浸 漬 さ ひ
皆 凝 々 に 是 し も 甚 に 恐 し
高 光 日 の 皇 子
事 の 語 言 も 此 を ば
故、此の歌を獻りしかば、其の罪赦さえにき。爾に、太后、歌はしける、その歌曰。
大 和 の 此 高 市 に
小 高 市 の 堆
新 菅 屋 に 生 立 て る
葉 廣 五 百 箇 眞 椿
共 が 葉 の 廣 廣 廣
共 花 の 光 照 り 坐 す
高 光 日 の 皇 子 に

四百二十二

三 體 事 古 記

葉は下の枝にかゝる、下の枝の葉は落ちて、三重の子(自分のこ)が、捧げて居る、玉の御盃に浮く。其の浮いた光景が、彼の神代の昔、天地のはじめに、此の世界がふわりとして、浮脂のやうであつたといふ、其の有様の如くにもあり、又、伊弉諾、伊弉冉の命が、國々を生みなさるときに、湖こをろくに掻き給うたといふ、其のときの姿かとも見えて、まことに目出たい尊いことに心得ます。後の世の語草にならう、此は。
斯う、故い事など引いて、面白く歌ひなしたので、天皇は其の罪を赦して、三重の采女をお助けなされた。

此に就いて、皇后も、お歌を詠ませられた。

大和の 此の高市に 小高る 市のつかさ
新菅屋に 生ひ立てる 葉廣 五百箇眞椿
共が葉の 廣りいまし 其の花の 照りいます
高光る 日の御子に 豊御酒 献まつらせ
事の語ごと 此をば

(歌の大意) 大和の此の高市の高いところに、葉廣の繁つた椿がある、其の葉の廣いやうに、天皇の御

(俗語古事記)

雄略天皇

四百二十三

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百二十四

即ち、天皇歌はしけらく。	豐御酒	ことのかたりごと	こをば
百敷城の	大宮人は	領巾取掛けて	
鶺鴒	鳥	尾行合へ	
鶺鴒	鶺鴒	群統居て	
庭	雀	酒み漬くらし	
今日も	敷	日の宮人	
高	光	ことのかたりごと	こをば
此の三歌は、天語歌なり。故、此の豊樂に、其の三重採を擧めて、			
祿多に給ひき。			
是の豊樂の日、亦、春日之袁杼比賣が、大御酒獻る時に、天皇、歌			
曰ひたまへる。			

(俗語古事記)

雄略天皇

四百二十五

心が廣く、其の花のやうに美しく優しい御心を以つて、采女の罪をお恕しになつた尊い日の御子さまに、御酒を獻れよ、さあ。此の事は後の世までの語ぐさになるであらう。

そこで天皇もまた、お歌をお詠みになつた。

百敷の 大宮人は 鶺鴒
鶺鴒 尾行合へ 庭雀
今日もかも 酒みづくらし 高ひかる
事の語ごと 此をば 領巾取掛けて
群すまりゐて 日の宮びと

(歌の大意) 多くの宮中の者共が、領巾(スカーフの)をびらつかせ、あち行き、此方行きし、或は庭に鶺鴒の集つた様に、群がつて今日を樂しく皆酒びたりになるであらう。

此の三つの歌は、天語歌と云つて、酒宴の餘興に歌ふ歌である。

三重の采女は、命を助けられた上、多くの賜物を戴いた。

其の日、春日の袁杼姫が、御酒を獻つた時、天皇のお詠みになつた歌に曰く、

水漬ぐ 臣の媛女 酒樽取すも 酒樽取り
堅く取らせ 確堅く 彌堅く取らせ 酒樽取す子

水 潜ぐ
臣の嬢子
秀 樽取すも
堅く取せ
秀 樽取す子
彌堅く令取
確 堅く
此は宇岐歌なり。
爾に、袁杼比賣、歌を獻れる、其の歌曰。
安 見し
吾大君の
朝 戸には
倚り立し
夕 戸には
倚り立す
脇机が下の
板にもが吾兄
此は志都歌なり。
天皇、御年、壹佰貳拾肆歳。御陵は、河内の多治比の高鷗に在り。

(歌の)臣の媛が酒杯を持つて、酒を注がうとする。其の杯しつかと持てよ。
此の歌は、宇岐歌と云つて酒を注ぐ時に歌ふ歌である。
袁杼姫の獻つた歌に曰く、
安みし、
吾大君の
夕戸には
い倚りだす
朝戸には
脇机が下の
い倚りだし
板にも吾せを
(大意)我が大君の、朝にも倚りかゝり、晩にも倚りかゝりなされる脇机は羨ましい、其の板になりとも爲りたいものよ。
此の歌は志都歌と云つて静に歌ふ歌である。
天皇、御壽百二十四歳、お陵は河内の多治比の高鷗に在る。

(一七三) 白髮大倭根子命。坐伊波禮之薨栗宮。治天下也。此天皇。無皇后。亦無御子。故御名代。定白髮部。故天皇崩後。無可治天下之王也。於是問日繼所知之王。市邊忍齒別王之妹。忍海郎女。亦名飯豐王。坐葛城忍海之高木角刺宮也。

(一七四) 爾山部連小楯。任針間國之宰時。到其國之人民名志自牟之新室。於是盛樂。酒酣。以次第皆舞。故燒火少子二口。居龜傍。令舞。其少子等。爾。其一少子曰。汝兄先舞。其兄亦曰。汝弟先舞。如此相讓之時。其會人等。啖其相讓之狀。爾送兄傳訖。次第將舞時。爲詠曰。物部之。我夫子之。取佩。於大刀之手上。丹畫著。其緒者。載赤轡。立赤轡。見者五十隱。山

(一七三) 白髮大倭根子命(清)伊波禮之薨栗宮に坐まして、天下治しめしき。此の天皇、皇后まします。御子もまします。故、御名代として、白髮部を定めたまひき。故、天皇、崩りまして後、天下治すべき王まします。於是、日繼知しめさむ王を問ふに、市邊忍齒別王之妹、忍海郎女、亦の名は、飯豐王、葛城忍海之高木角刺宮に坐ししき。

(一七四) 爾に、山部連小楯、針間國の宰に任れる時に、其の國の人、民、名は志自牟が新室に到りて樂す。於是盛に樂けて、酒酣なるとき、次第のまくに皆舞ひぬ。故、燒火少子二口、龜の傍に居たる。其の少子等にも舞はしむるに、其の一の少子、汝兄、先舞ひたまへと曰へば、其の兄も、汝弟、先舞ひたまへと曰ふ。如此、相讓る時に、其の會へる人等、其の相讓らふ狀を啖ひき。爾、遂に兄先舞ひ訖りて、次第に、弟、舞はむとする時に、爲詠曰つらく。物部の、我が夫子が、取佩ける、大刀の手上に、丹畫著け、其の

清寧天皇

(一七三) 白髮大倭根子命、伊波禮之薨栗宮(和)にお在になつて、天下を治めさせられた。此の天皇、皇后もまします。御子も無かつたので、御名を傳へる御名代として、白髮部をお定めになつた。

天皇崩御の後、天下をお治めになるお方がないので、皇位を繼がせたまふべき皇子を捜したが、市邊忍齒別王之妹、忍海郎女、一名、飯豐王が、葛城の忍海の高木角刺宮にお在になつた。(暫く此の女王が天下をお治めなされた)

(一七四) 山部連小楯と云ふ人、播摩の國を治める仰を受けて行つたが、其の國の人志自牟と云ふ者が、新築の家で、酒宴を開いた。酒酣に及んで、主客皆な舞うた。龜の傍に居た二人の火焚き童にも舞はせたが、一人の弟は兄に向つて、先に舞へと云ひ、兄は弟に向つて、お前先に舞へと云ふ。斯う双方がもつともらしく讓合ふのを、可笑がつて人々は皆な笑つた。とうとう兄が先に舞ふ事となり、舞ひしまつて、次に、弟が舞はうとする時、まづ、聲高く名乗るやう。物部の 我夫子が 取佩ける 大刀の柄に

(古事記原文)

三尾之。竹矣。[不]詞鼓(此二字以音) 荆。末押麿魚。如調八絃琴。所治賜天下。伊邪本和氣天皇之御子。市邊之押齒王之。奴末爾。即小楯連開驚而。自床鹽轉而。迫出其室人等。其二柱王子。坐左右膝上。泣悲而。集入民。作假宮。坐置其假宮。而。買上驛使。於是其姨飯豐王聞歡而。令上於宮。

(一七五) 故將治天下之間。平羣臣之祖。名志臣。立于歌垣。

緒には、赤幡を截ち、赤幡立て、見ゆれば五十隠る、山の三尾の竹を、本かき刈り、末押摩す魚、八絃琴を調べたる如、天下を治賜ひし、伊邪本和氣天皇の御子、市邊之押齒王之、奴末と、のりたまへば、即ち、小楯連聞驚きて、床より鹽轉びて、其の室なる人等を追出して、其の二柱の王子を、左右の膝上に坐せまつりて、泣悲みて、人民を集へて、假宮を作りて、其の假宮に坐せまつり置きて、驛使買上りき。於是、其の姨、飯豐王、聞歡して、宮に上らしめたまひき。

(一七五) 故、天下治しめさむとせし間、平群臣の祖、名は、志臣、歌垣に立ちて、其の袁那命の婚さむとする美人の手を取れり。

大 宮 の 彼 方 踏 手 隅 傾 け り

(古訓古事記)

丹かきつけ 其の緒には

見ゆれば い隠る

本かき切り 末押なびかす

調べたること 天下

市邊押齒王の 奴御末

赤幡をたち

山のみをの

魚賀

治め賜ひし

赤幡立て、

竹を

八絃琴を

伊邪本別の天皇の御子

(大意) 立派な壯男が太刀の柄に丹い飾をし、太刀の柄に赤い布片をつけ、如何にも目立つ姿ののさへ、隠れて見えないほど茂つて居る竹叢(初十餘句は竹を言ひ出すまでの序竹)の竹を伐つて列べて作つた、八絃を調べ整へた様に、天下を治め整へさせられた、伊邪本別の天皇(履仲)の御子の、市邊の押齒王の子孫たるものである、吾々は。

これを聞いた。小楯連は打驚き、床から轉降りて、家中の人を追出して、二人の御子を左右の膝にお乗せ申し、泣悲しんだ。直様人民を集めて、假宮を作つて、其の假宮に御移し申上げ、早馬の使を以つて都に注進した。

伯母君の飯豐王は、大層お歡びになり、角刺宮に、お呼寄せになつた。此の二人の火焚き童は童富和、袁那の二王子であつたのである。

(俗語古事記)

清寧天皇

(古事記原文)

由良美。滂美能古能。夜幣能斯婆加
岐。伊理多多受阿理。於是王子亦歌
曰。斯本勢能。那袁理袁美禮婆。阿
蘇昆久流。志昆賀波多傳爾。都麻多
且理美由。爾志昆臣愈忿歌曰。意富
岐美能。美古能志婆加岐。夜布士麻
理。斯麻理母登本斯。岐禮牟志婆加
岐。夜氣牟志波加岐。爾玉子亦歌
曰。意布袁余志。斯昆都久阿麻余。
斯賀阿禮婆。宇良胡本斯那牟。志昆
都久志昆。如此歌而。爾明。各退。明
且之時。意富那命袁那命二柱議云。
凡朝廷人等者。且參於朝廷。豈
集於志昆門。亦今者志昆亦寤。亦
其門無人。故非今者。難可謀。即
與軍。爾志昆臣之家。乃。殺也。

(古訓古事記)

如此歌ひて、其の歌の末を乞ふ時に、袁那命、歌曰ひたまはく。

大匠 拙劣こそ

隅傾けれ

爾、志昆臣、亦歌曰ひけらく。

大君の心を寛み

臣の子の八重の柴垣

不入立あり

於是、王子、亦、歌曰ひたまはく。

潮瀬の波折を見れば

遊び來る鮪が鱈手に

妻立てり見ゆ

爾、志昆臣、愈忿りて、歌曰ひけらく。

大君の王の柴垣

八節の結び廻り

(一七五) 意富那、袁那の二王子が天下をお治めにならうとする頃、平群の臣の先祖、志昆臣と云

ふ人、歌垣(男女集りて歌を)に立つて、袁那の命の妻さうと思召して居らせられる美人の手を取つた。

其の美人は、菟田(かた)首等の娘で、大魚と云ふ女であつた。袁那の命も歌垣の仲においてになつたが、

志昆の臣が歌ふには、

大宮の をとつはたで 隅傾けり

(歌の) あは、お宮の屋根が歪んでる(袁那王をそしめるのである)

斯う歌つて、歌の結を乞うた。そこで、袁那命の歌はせられるには、

大工匠 おちなみこそ 隅かたぶけれ

(歌の) 大工が下手であればこそ歪んだのだ。

志昆の臣は、又歌ふ。

大君の 心をゆらみ(?) 臣の子の 八重の柴垣

入り立たずあり

(歌の) 如何に大王が心をあせられても、我が八重に結つた堅い柴垣には入れない。大魚との仲を妨げることは出来ない。(此の歌、記傳其他には、第二句「寛みと訓み、袁那王の歌とせり」)

(俗語古事記)

清寧天皇

(古事記原文)

(一七六) 於是二柱王子等。各相讓天下。意富祁命讓其弟袁祁命。曰。往於針間志自牟家。時。汝命不顯名者。更非臨天下之君。是既爲汝命之功。故吾雖兄。猶汝命先治天下。而。堅讓。故不得辭。而。袁祁命。先治天下也。

(古訓古事記)

截れむ柴垣 焼けむ柴垣

爾、王子、亦、歌曰ひたまはく。

大魚よし 鮪衝く海人よ

其有れば 心戀けむ

鮪衝く

如此歌ひて闡明して、退けましぬ。明且、意富祁命、袁祁命、二柱、議りたまはく。凡て朝廷の人等は、且には朝廷に参赴り、晝は志毘が門に集ふ。亦、今は志毘、亦寝たらむ、其門に人も無けむ。故、今ならずは、謀難けむとはかりて、即ち、軍を興して、志毘臣が家を圍みて殺りたまひき。

(一七六) 於是、二柱の王子等、各に、天の下を譲りたまひて、意富祁命、其の弟、袁祁命に讓曰はく。針間志自牟が家に住めりし時に、汝が命、名を顯したまはさらましければ、更に、天、下臨らさむ君とはならざらましを。是既に、汝が命の功にぞありける。故吾兄には

王、亦歌はせられるには、

しほ瀬の なをりを見れば

遊び來る

鮪が鱗手に

妻立てり見ゆ

(歌の大意) 潮流の浪の高い處に鮪が遊いで來る。鮪の傍に其の妻がついて居る。

志毘の臣は、益怒つて斯う歌つた。

大君の

王の柴垣

やふじまり

しまり廻し

截れむ柴垣

焼けむ柴垣

(歌の大意) 大君の柴垣、いかに嚴重に締め廻してあつても、截つて見せよう、焼いて見せよう、きつ

と、其の柴垣破らないではおかぬ。

王子も、また、歌はせらる。

大魚よし

鮪衝く海人よ

其が有れば

心こほしけむ

鮪衝く

(歌の大意) 鮪を衝く海人、鮪にはさういふ恐いものがある、悲しからう。(記傳、其他には此歌を志毘) 到頭夜明まで歌合戦をして、歌垣は解散となつた。翌朝、意富祁命と、袁祁命と相談をなされるに、

(俗語古事記)

清寧天皇

四百三十五

四百三十四

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百三十六

有れども、猶、汝が命、先、天下を治しめしてよといひて、堅く譲りたまひき。故、得辭みたまはずて、袁祁命ぞ、先、天下治しめしける。

朝廷の人たちは、朝は朝廷に参り、晝は志毘が家に集つて居る、志毘は今頃定めて寝て居るであらう、門には番人も居まい。機會は今である、と、軍を起して志毘の臣の家を取圍み、志毘の臣を誅せられた。

(一七六) 二人の王子は、互に天下を譲あはせられ、意富祁の命が弟の命に仰せられるには、

「播摩の志自牟が家に居た時、若しも御身が名乗らなかつたら、天下を治むる天皇となる筈ではなかつたらうもの、斯うなつたと云ふものは、皆な御身の手柄である。自分が兄に生まれては居るが、兎に角先に天下をお治めなされ。」

と、堅くお譲りになつたから、辭み兼ねて、到頭、袁祁の命が天下を治めさせられることになつた。

(俗語古事記)

清寧天皇

四百三十七

(古事記原文)

(一七七) 袁祁之石巢別命。坐近飛鳥宮。治天。下捌歲也。天皇。娶石木王之女難波王。无子也。此天皇。求其父王市邊王之御骨。時。在淡海國。踐老嫗參出。王子御骨所埋者。專吾能知。亦以其御齒可知。御齒者。如三枝。押齒坐也。爾起民。掘土。求其御骨。即埋其御骨。而於其蚊屋野之東山。作御陵。葬以。韓俗之子等。令守其御陵。然後持上其御骨也。故還上坐而。召其老嫗。譽其不失。見置知其地。賜名。號置目老嫗。仍召入宮內。敦廣慈賜。故其老嫗所住屋者。近作宮邊。每日必召。故鐸懸大殿戶。欲召其老嫗之時。必引鳴其鐸。爾作御歌。其歌曰。阿佐遲波良。袁陀爾袁須疑且。毛毛豆多布。奴且由良久母。滄岐米

(古訓古事記)

(一七七) 袁祁之石巢別命(宗)近飛鳥宮に坐しまして、捌歲天下治しめしき。この天皇石木王之女、難波王に娶ひましき。御子はましまさざりき。此の天皇、其父市邊の王の御骨を求きたまふ時に、淡海國なる、賤しき老嫗、參出で、白しつらく。王子の御骨を埋みたりし所は、專、吾能く知れり。亦、其の御齒以て知るべしとまをしき。(御齒は、三枝如す押齒坐せりき) 爾、民を起て、土を掘りて、其の御骨を求めて、即ち、其御骨を獲たまひて、其の蚊屋野の東の山に、御陵を作りて、葬めまつりて、韓俗が子等に、其の御陵を守しめたまひき。故、還上り坐して、其の老嫗を召して、其の地を失れず見置きて、知れりし事を譽めて、置目老嫗と號ふ名を賜ひき。仍て、宮の内に召入れて、敦く廣く慈賜ひき。故、其の老嫗の住む屋をば、宮邊近く作りて、日毎に必ず、召しき。故、大殿の戸に、鐸を懸けて、其の老嫗を召さむとする時は、必ず、其の鐸を引鳴したまひき。爾、

顯 宗 天 皇

(一七七) 袁祁之石巢別命、近飛鳥宮(大和國高市郡)にお在になつて、八年間天下を治めさせられた。此の天皇、石木王之娘、難波王を娶させられたが御子は無かつた。此の天皇、御父、市邊王の御遺骨をお捜しになつた時、近江國より、一人の賤しい老嫗が參つて、「王の御骨の埋めてある場所は、私 が能く存じて居ります。御齒(百合のやうに齒)を御覽になつたら、王と云ふ事が直ぐに解りませう」と申上げた。

そこで、早速人夫を使つて、土を掘り、押齒王の御遺骨を掘出し、其の蚊屋野の東の山にお陵を作つて葬むつて、韓俗の子孫をお陵守に命ぜられた。お還りになつてから、其の老嫗を召させられ、能くも、場所を忘れず味置、覺えて居たと、お譽になつて、置目老嫗と云ふ名を下賜はり、宮中に召入れて手厚く御いつくしみなされた。殊に置目の住む家を御殿近くの里に作つて住はせ、毎日、必ず、お召がある、御殿の戸に、大きな鈴を懸け、置目をお召になる時は、其の鈴をお鳴らしになつた。こゝで天皇の御製がある。

(俗語古事記)

顯宗天皇

(古事記原文)

久良斯母。於是置目老嫗。白。僕甚耆老。欲退本國。故隨白退時。天皇見送。歌曰。意岐米母夜。阿布美能。能澁岐米。阿須用理波。美夜麻賀久理且。美延受加母阿良牟。

(一七八) 初天皇逢難。逃時。求奪其御糧。猪甘老人。是得求。喚上而。斬於飛鳥河之河原。皆斷其族之膝筋。以是至今。其子孫上於後之日。必自跋也。故能見志米岐其老所在。(志米岐三字以音) 故其地謂志米須也。

(一七九) 天皇深怨殺其父王之。大長谷天皇。欲報其靈。故欲毀其大長谷天皇之御陵。而遣人之時。其伊呂兄意富命奏言。破是御陵。不可遣他人。專僕自行。如天皇之御心。破壞以參出。爾天皇。詔然隨命。宜幸行。是以意富

(古訓古事記)

作御歌したまへる、其の歌曰。

浅茅原 小谷を過ぎて
百傳ふ 鐸ゆるくも

置目來らしも

於是、置目老嫗、僕甚く耆老にたれば、本國に退欲しと白しき。故、白せる隨に退りたまふ時に、天皇、見送らして歌曰ひたまはく。

置目もや 近江の置目
明日よりは 深山隠りて
不見敷も有む

(一七八) 初天皇、難に逢ひて、逃げましむ時に、其の御糧を奪りし、猪飼の老人を求ぎたまひき。是に求ぎ得たるを、喚上げて飛鳥河の河原に斬りて、皆、其の族の膝の筋を斷ちたまひき。是を以て、今に至るまで、其の子孫倭に上る日、必ず、自ら、跋くなり。故、其の老の所在を能見しめき。故、其他を志米須と謂ふ。

四百四十

浅茅原

小谷を過ぎて

もづたふ

鈴搖らくも

置目來らしも

(大意) 芝原や 小谷を傳うて遠く鈴の音が聞えたら、おつゝけ、置目が来るであらう。

其後、置目は、

「もう、大分、歳が寄りましたから、故郷に歸りたうなりました」

と、申上げた。願ひのまゝにお許があつて、お見送りになつた時、天皇のお詠みになつた歌には、

置目もや

近江の置目

明日よりは

深山隠りて

見えすかもあらむ

(大意) 置目や、近江の置目や、明日からは、見えなくなるのであらう、名残り惜しい。

(一七八) 天皇、昔、災難に遇つて、お逃げになつた時、辨當を奪取つた、山城の猪飼の老人をお探しになり、探出して飛鳥川(大)の河原で、斬罪に處し、其の一族の、膝の筋を、斷らせられた。それ

故、其の子孫の大和に上る時には、跋をひいて來るのである。老人の居た所は志米須と謂ふ。

(一七九) 天皇、其の父を殺された大長谷(天皇(雄)を、深くお怒みになり、其の靈に復讐を爲よう

と思召めし、其のお陵を毀しに、人を遣はさうとなさせられた時、兄王の意富命は

(俗語古事記)

顯宗天皇

四百四十一

(古事記原文)

神命自下幸而。少掘其御陵之傍。還上。復奏言既掘壞也。爾天皇。異其早還上。而詔如何破壞。答曰。白少掘其陵之傍土。天皇詰之。欲報父王之仇。必悉破壞其陵。何少掘乎。答曰。所以爲然者。父王怨。欲報其靈。是誠理也。然其大長谷天皇者。雖爲父之怨。還爲我之從父。亦治天下之天皇是。今單取父仇之志。悉破壞天下之天皇陵者。後人必誹謗。唯父王之仇。不可非報。故少掘其陵邊。既以是恥。足示後世。如此奏者。天皇答詔之亦大理。如命可也。故天皇崩。即意富神命知天津日繼天皇。御年參拾捌歲。治天下八歲。御陵在片岡之石坏岡上也。

(古訓古事記)

(一七九) 天皇、其の父王を殺したまひし、大長谷天皇を深く怨みまつりて、其の靈に報いむと欲しき。故、其の大長谷天皇の御陵を毀らむと欲して人を遣す時に、其の同母兄意富神命の奏言したまはく。是の御陵を破壊らむには他人を遣すべからず。專、僕自ら行きて、天皇の御心の如く、破壊りて參出むとまをしたまひき。爾、天皇、然らば命の隨に幸行ませと詔りたまひき。是を以て、意富神命自ら下幸まして、其の御陵の傍を、少掘りて還上らして、既に堀壞りぬと復奏言たまひき。爾に、天皇、其の早く還上りませることを異みまして、如何さまに破壊りたまひしぞと詔りたまへば、其の御陵の傍の土を少掘りつと答白したまひき。天皇、詔りたまはく。父王の仇を報いむと欲ふなれば、必ず其の陵を悉に破壊りてむを何、少掘りたまひしぞとのりたまへば、答白したまはく。然爲つる所以は、父王の怨を、其の靈に報いむと欲すは誠に理なり。然れども、其の大長谷天皇は、父王の怨にはあれども、還りては、

四百四十二

「其のお陵を破壊する爲めならば、他の人を遣してはなりません。私が、自身に行つて、思召し通に破壊して参りませう」と仰せられた。

「では、貴方が御行なさるが宜しからう」と、天皇の許を得て、意富神命は、大長谷天皇のお陵に行かせられ、お陵の傍を、少し掘つて、お還りになり。

「お陵を破壊して参りました」

と仰せられると、天皇は、餘り還りが早いと、お疑ひになつて、「何う云ふ具合に破壊して來られた」とお尋があつた。

「お陵の傍の土を少し掘つて参りました」

とお答へになると。

「父王の仇を報いる爲めならば、陵全部を破壊して還られさうなものを、何うして土を少し掘つたばかりで還られましたか」

(俗語古事記)

顯宗天皇

四百四十三

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百四十四

我が従父にまし、亦、天下治しめし。天皇にますを、今單に、父、みこの仇といふ志をのみ取りて、天下治しめし。天皇の陵を悉に破りなば、後、人必ず誹謗りまつりてむ。唯し父王の仇は報いずはある可らず。故、其の陵邊を少掘りつ。既に是く恥みせまつりてあれば、後の世に示すに足なむ。如此奏したまひつれば、天皇、是も、亦、大理なり。命の如くて可とぞ答詔たまひける。故、天皇崩りまして、即ち、富祁命、天津日繼知しめしき。

この天皇、御年、參拾捌歳、八歳天下治しめしき。御陵は、片岡之石坏岡上に在り。

「成程、父王の怨を報いんと思召さるゝは御尤もで御座る、併し大長谷天皇は、父王の仇とは云へ、我々の伯父君にも當り、又、天下を治めさせられた天皇であつて見れば、只だ父王の仇と云ふ點のみで、其の天下を治めさせられた天皇のお陵を破壊したならば、後人の誹謗がありませう。けれども、父の仇は報いねばならぬ。其處で、お陵の傍を少し掘つて参りました、是れだけ恥かして置くと、後人に憚る事もありますまい」と、仰せられた、天皇も、

「其れはまことに、道理である、汝の爲された通で宜しい」と仰せられた。

天皇、崩御の後、意富祁命が、天皇の御位を繼がせられた。

此の天皇、御齡三十八歳、八年間天下を治めさせられた。御陵は片岡の石坏岡(大和國葛下郡)の上にある。

(俗語古事記)

顯宗天皇

四百四十五

(古事記原文)

(一八〇) 意富祁命。坐石上廣高宮治天下也。天皇娶大長谷若建天皇之御子春日大郎女。生御子。高木郎女。次財郎女。次久須毘郎女。次手白髮郎女。次小長谷若雀命。次眞若王。又娶丸邇日爪臣之女糠若子郎女。生御子。春日山田郎女。此天皇之御子。并七柱。此之中小長谷若雀命者治天下也。

(古訓古事記)

(一八〇) 意富祁命(仁賢)石上廣高宮に坐しまして、天下治しめしき。この天皇、大長谷若建天皇の御子、春日大郎女に娶ひまして、生みませる御子、高木郎女。次に、財郎女。次に、久須毘郎女。次に、手白髮郎女。次に、小長谷若雀命。次に、眞若王。又、丸邇日爪臣の女、糠若子郎女を娶して、生みませる御子、春日山田郎女。此の天皇の御子たち、併せて七柱ます。此の中に、小長谷若雀命は、天下治しめしき。

仁 賢 天 皇

(一八〇) 意富祁命、石上廣高宮(大和國山邊郡)にお在になつて天下を治めさせられた。此の天皇、大長谷若建天皇(雄略)の御子、春日大郎女を娶して生ませられた御子は、高木の郎女と、財郎女と、久須毘郎女と、手白髮郎女と、小長谷若雀命と、眞若王の六人、又、丸邇日爪臣の娘、糠若子郎女を娶して、生ませられた御子は、春日山田郎女一人、合せて七人、其中で小長谷若雀命が、天下を治めさせられた。

(俗語古事記)

仁賢天皇

(古事記原文)

(一八一) 小長谷若雀命。坐長谷之列木宮。治天。下。崩。也。此天皇无太子。故爲御子代。定小長谷部也。御陵在片岡之石环岡也。天皇既崩。無可。知。日。續。之王。故品太天皇五世之孫。袁本杵命。自近淡海國。令上坐。而合於手白髮命。授奉天下也。

(古訓古事記)

四百四十八

(一八一) 小長谷若雀命(武烈)天皇。長谷の列木宮に坐しまして、八歳天下治しめしき。此の天皇、太子まします。故、御子代として、小長谷部を定めたまひき。御陵は、片岡の石环岡に在り。この天皇、既に崩りまして、日繼知しめすべき王まします。故、品太天皇(應神)の五世の孫、袁本杵命を、近淡海國より、上坐さしめて、手白髮命に合せまつりて、天下を授けまつりき。

武 烈 天 皇

(一八一) 小長谷若雀命。長谷の列木宮(大和國)にお在になつて、八年間天下を治めさせられた。此の天皇、皇太子まします。御子代として、小長谷部をお定めになつた。お陵は片岡の石环岡(大和國)に在る。此の天皇、崩御の後、お世嗣がなく、品太天皇(應神)五世の孫、袁本杵命を近江國より、お上りにならせて、手白髮命の掣君として、天下をお授け申した。

(俗語古事記)

武烈天皇

四百四十九

(古事記原文)

(一八二) 袁本舒命。坐伊波禮之
王穗宮。治天下也。天皇娶三尾
君等祖名若比賣。生御子。大郎子。
次出雲郎女。(二柱)又娶三尾張連等
之祖凡連之妹目子郎女。生御子。廣
國押建金日命。次建小廣國押楯命。
(二柱)又娶意富那天皇之御子手
白髮命。是大后也。生御子。天國押
波流岐廣庭命。(波流岐三字以音一
柱)又娶息長眞手王之女麻組郎
女。生御子。佐佐宜郎女。(一柱)又
娶坂田大段之王女黑比賣。生御子。
神前郎女。次茨田郎女。次馬來田郎
女。(三柱)又娶茨田連小望之女關
比賣。生御子。茨田大郎女。次白坂
活日子郎女。次小野郎女。亦名長目
比賣。(三柱)又娶三尾君加多夫之
妹倭比賣。生御子。大郎女。次丸高王。
次耳(上)王。次赤比賣郎女。(四柱)

(古訓古事記)

(一八二) 袁本舒命(天皇)伊波禮の玉穗宮に坐しまして、天下治
しめしき。この天皇、三尾君等が祖、名は、若比賣を娶して、生
みませる御子、大郎子。次に、出雲郎女(二柱)又、尾張連等が祖、
凡連が妹、目子郎女を娶して、生みませる御子、廣國押建金日命。
次に、建小廣國押楯命(二柱)又、意富那天皇(仁賢)の御子、手白髮
命(是は大后にます)に娶ひまして、生みませる御子、天國押波流岐
廣庭命(一柱)又、息長眞手王の女、麻組郎女を娶して生みませ
る御子、佐々宜郎女(一柱)又、坂田大段王の女、黒比賣を娶して、
生みませる御子、神前郎女、次に、茨田郎女。次に、馬來田郎女(三
柱)また、茨田連小望が女、關比賣を娶して、生みませる御子、茨
田大郎女。次に、白坂活日子郎女。次に、小野郎女、亦の名は、長
目比賣(三柱)又、三尾君、加多夫が妹、倭比賣を娶して生みませる
御子、大郎女。次に、丸高王。次に、耳王。次に、赤比賣郎女(四
柱)又、阿部之波延比賣を娶して、生みませる御子、若屋郎女。次

四百五十

繼 體 天 皇

(一八二) 袁本舒命、伊波禮の玉穗宮(大和國)にお出になつて、天下を治めさせられた。
此の天皇、三尾君等の先祖、若姫を娶して生ませられた御子は、大郎子と、出雲郎女の二人、又、
尾張の連等の先祖、凡連が妹、目子の郎女を娶して、生ませられた御子は、廣國押建金日命と、
建小廣國押楯命の二人。又、意富那天皇の御子、手白髮の命(皇后)を娶して、生ませられた御子
は、天國押波流岐廣庭命一人。又、息長眞手王の娘、麻組郎女を娶して、生ませられた御子は、
佐々宜郎女一人、又、坂田大段王の娘、黒姫を娶して、治ませられた御子は、神前郎女と、茨田
郎女と、馬來田郎女の三人。又、茨田連小望が娘、關姫を娶して、生ませられた御子は、茨田
大郎女と、白坂活日子郎女と、小野郎女一名長目姫の三人。又、三尾君、加多夫が妹、倭姫を娶
して、生ませられた御子は、大郎女と、丸高王と、耳王と、赤姫郎女の四人。又、阿部之波延姫
を娶して、生ませられた御子は、若屋郎女と、都夫良郎女と、阿豆王の三人。合せて十九人(七男
十二女)其中で、天國押波流岐廣庭命が、天下を治めさせられた。次に、廣國押建金日命、次に、建
小廣國押楯命のお二方も天下を治めさせられた。佐々宜王は、伊勢神宮の神官とならせられた。

(俗語古事記)

繼體天皇

四百五十一

(古事記原文)

又娶阿倍之波延比賣生御子。若屋郎女。次都夫良郎女。次阿豆王。(三柱)此天皇御子等。并十九王。(男七。女十二。)此中天國押波流岐廣庭命者治天下。次廣國押建金日命治天下。次建小廣國押楯命治天下。次佐佐宜王者。拜伊勢神宮也。此御世。竺紫君石井。不從天皇之命。而多无禮。故遣物部荒甲之大連。大伴之金村連二人。而殺石井也。天皇御年肆拾參歲。御陵者。三島之藍御陵也。

(古訓古事記)

に、都夫良郎女。次に、阿豆王(三柱)此の天皇の御子等、併せて十九王(男七はしら女十二はしら)此の中に、天國押波流岐廣庭命(欽明)は天下治しめしき。次に、廣國押建金日命(安閑)も天下治しめしき。次に、建小廣國押楯命(宣化)も天下治しめしき。次に、佐々宜王は、伊勢神宮を拜きまつりたまひき。此の御世に、竺紫君石井、天皇之命に従はずして無禮こと多かりき。故、物部荒甲之大連、大伴之金村連二人を遣して、石井を殺らしめたまひき。この天皇、御年、肆拾參歲、御陵は、三島之藍にあり。

此の御世に、竺紫の君、石井、天皇の命に従はず、無禮が多かつた。其處で物部の荒甲の大連と、大伴の金村連の二人を遣させられて、石井をお亡ぼしになつた。此の天皇、御齡四十三歳、お陵は三島の藍(攝津國)に在る。

(俗語古事記)

繼體天皇

(一八三) 廣國押建金日命。坐_二勾之金箸宮_一治_二天下_一也。此天皇無_二御子_一也。御陵在_二河内之古市高屋村_一也。

(一八三) 廣國押建金日命(天皇)、勾の金箸宮に坐しまして、天下治しめしき。此の天皇、御子ましまさざりき。御陵は、河内の古市高屋村に在り。

(古事記原文)

(古訓古事記)

安 閑 天 皇

(一八三) 廣國押建金日命、勾の金箸の宮(大和國)にお在になつて、天下を治めさせられた。此の天皇には御子が無かつた、お陵は河内の古市高屋村(河内國)に在る。

(俗語古事記)

安閑天皇

(古事記原文)

(一八四) 建小廣國押楯命。坐檜
桐之廬入野宮。治天下也。天皇。
娶意富那天皇之御子橋之中比賣
命。生御子。石比賣命。(訓石如石
下效此)次小石比賣命。次倉之若江
王。又娶三川内之若子比賣。生御子
火穗王。次惠波王。此天皇之御子
等并五王。(男三女二)故火穗王者。
(志比陀君之祖) 惠波王者(章那君
多治比君之祖也)

(古訓古事記)

(一八四) 建小廣國押楯命(宣化)、檜桐の廬入野宮に坐しまして、天
下治しめしき。この天皇、意富那天皇(仁賢)の御子、橋之中比
賣命に娶ひまして、生みませる御子、石比賣命。次に、小石比賣命。
次に、倉之若江王。又、川内之若子比賣を娶して、生みませる御子、
火穗王。次に、惠波王。此の天皇の御子等、併せて五柱(男三ば
しら女二)ばしら)故、火穗王は、志比陀君の祖、惠波王は、章那
君、多治比君の祖なり。

四百五十六

宣 化 天 皇

(一八四) 建小廣國押楯命。檜桐の廬入野宮(大和國)にお在になつて天下を治めさせられた。
此の天皇、意富那天皇の、御子、橋中姫命を娶して、生ませられた御子は、石姫命と、小
石姫命と、倉之若江王の三人。又、河内の若子姫を娶して、生ませられた、御子は、火穗王と、
惠波王の二人、合せて五人(男三人、女二人)、其中、火穗王は、志比陀君の先祖、惠波王は、章那君、
多治比君の先祖である。

(俗語古事記)

宣化天皇

四百五十七

(古事記原文)

(一八五) 天國押波流岐廣庭天皇。坐師木鳥大宮。治天下也。天皇。娶檜桐天皇之御子石比賣命。生御子。八田王。次沼名倉太玉敷命。次笠縫王。(三柱)又娶其弟小石比賣命。生御子。上王。(一柱)又娶春日之日爪臣之女糠子郎女。生御子。春日山田郎女。次麻呂古王。次宗賀之倉王。(三柱)又娶宗賀之稻目宿禰大臣之女岐多斯比賣。生御子。橋之豐日命。次妹石桐王。次足取王。次豐御氣炊屋比賣命。次亦麻呂古王。次大宅王。次伊美賀古王。山代王。次妹大伴王。次櫻井之玄王。次麻奴王。次橋本若子王。次泥杼王。(十三柱)又娶多志比賣命之姨小兒比賣。生御子。馬木王。次葛城王。次間人穴太部王。次三枝部穴太部王。亦名須賣伊呂杼。次長谷部

(古訓古事記)

(一八五) 天國押波流岐廣庭天皇(欽明)師木鳥大宮。坐しまして、天下治しめしき。この天皇、檜桐天皇の御子、石比賣命に娶ひまして、生みませる御子、八田子。次に、沼名倉太玉敷命。次に、笠縫王(三柱)又、其の弟、小石比賣命に娶ひまして、生みませる御子、上王(一柱)又、春日之日爪臣の女、糠子郎女を娶して、生みませる御子、春日山田郎女。次に、麻呂古王。次に、宗賀之倉王(三柱)又、宗賀之稻目宿禰大臣の女、岐多斯比賣を娶して、生みませる御子、橋之豐日命。次に妹、石桐王。次に、足取王。次に、豐御氣炊屋比賣命(推古)次に、亦、麻呂古王。次に、大宅王。次に、伊美賀古王。次に、山代王。次に、妹、大伴王。次に、櫻井之玄王。次に、麻奴王。次に、橋本之若子王。次に、泥杼王(十三柱)又、岐多志比賣命の姨、小兒比賣を娶して、生みませる御子、馬木王。次に、葛城王。次に間人穴太部王。次に、三枝部穴太部王。亦の名は、須賣伊呂杼。次に、長谷部若雀命。(五柱)凡て、此の天皇の御子

四百五十八

欽 明 天 皇

(一八五) 天國押波流岐廣庭天皇、師木鳥大宮(大和國)にお在になつて、天下を治めさせられた。此の天皇、檜桐天皇(宣化)の御子、石姫命を娶して、生ませられた御子は、八田王と、沼名倉太玉敷命と、笠縫王の三人、又、其の弟、小石姫命を娶して、生ませられた御子は、上王一人、又、春日の日爪臣の娘、糠子の郎女を娶して、生ませられた御子は、春日山田郎女と、麻呂古王と、宗賀之倉王の三人、又、宗賀之稻目宿禰の大臣の娘、岐多斯姫を娶して、生ませられた御子は、橋之豐日命と、妹、石桐王と、足取王と、豐御氣炊屋姫命と、亦、麻呂古王と、大宅王と、伊美賀古王と、山代王と、妹、大伴王と、櫻井之弦王と、麻奴王と、橋本之若子王と、度泥王の十三人、又、岐多志姫命の伯母、小兒姫を娶して、生ませられた御子は、馬木王と、葛城王と、間人穴太部王と、三枝部穴太部王、一名須賣伊呂度と、長谷部若雀命の五人、凡て此の天皇の御子達廿五人、其中で、沼名倉太玉敷命が、天下をお治めになつた、次に、橋之豐日命、次に、豐御氣炊屋姫命、次に、長谷部若雀命も、天下をお治めになつた。御兄弟中四人までも、天下を治めさせられた。

(俗語古事記)

欽明天皇

四百五十九

(古事記原文)

若雀命。(五柱)凡此天皇之御子等。并廿五王。此之中沼名倉太玉敷命者。治天下。次橋之豐日命。治天下。次豐御氣炊屋比賣命。治天下。次長谷部之若雀命。治天下。也。并四王治天下。也。

(一八六) 沼名倉太玉敷命。坐他田宮。治天下。壹拾肆歲也。此天皇。娶三庶妹豐御食炊屋比賣命。生御子靜貝王。亦名貝銷王。次竹田王。亦名小貝王。次小治田王。次葛城王。次字毛理王。次小張王。次多米王。次櫻井玄王。(八柱)又娶伊勢大鹿首之女小熊子郎女。生御子。布斗比賣命。次寶王。亦名糠代比賣王。(二柱)又娶息長眞手王之女比呂比賣命。生御子。忍坂日子人太子。亦名麻呂古王。次坂騰王。次宇遲王。(三柱)又娶春日中若子之女

(古訓古事記)

等、併せて廿五王、此の中に、沼名倉太玉敷命(敏達)は、天下治しめしき。次に、橋之豐日命(用明)も、天下治しめしき。次に、豐御食炊屋比賣命(推古)も、天下治しめしき。次に、長谷部之若雀命(崇峻)も、天下治しめしき、併せて四王なも、天下治しめしける。

(一八六) 沼名倉太玉敷命(天皇)敏達、他田宮に坐しまして、壹拾肆歲、天下治しめしき。此の天皇、庶妹、豐御食炊屋比賣命(推古)に娶ひまして、生みませる御子、靜貝王、亦の名は、貝銷王。次に、竹田王。亦の名は、小貝王。次に、小治田王。次に、葛城王。次に、字毛理王。次に、小張王。次に、多米王。次に、櫻井玄王(八柱)又、伊勢大鹿首の女、小熊子郎女を娶して、生みませる御子、布斗比賣命。次に、寶王。亦の名は糠代比賣王(二柱)又、息長眞手王之女、比呂比賣命に娶ひまして、生みませる御子、忍坂日子人太子。亦の名は、麻呂古王。次に、坂騰王。次に、宇遲王(三柱)又、春

四百六十

敏 達 天 皇

(一八六)

沼名倉太玉敷命、他田宮(大和葛式上郡)にお在になつて、十四年間、天下を治めさせられた。

此の天皇、庶妹、豐御食炊屋姫命を娶して、生ませられた御子は、靜貝王、一名貝銷王と、竹田王一名小貝王と、小治田王と、葛城王と、宇毛理王と、小張王と、多米王と、櫻井弦王の八人、又、伊勢の大鹿首の娘、小熊子郎女を娶して、生ませられた御子は、布斗姫命と、寶王一名糠代姫の王の二人、又、息長の眞手王が娘、比呂姫命を娶して、生ませられた御子は、忍坂日子人太子、一名麻呂古王と、坂騰王と、宇遲王の三人、又、春日中若子が娘、老女子郎女を娶して、生ませられた御子は、難波王と桑田王と春日王と、大俣王の四人、合せて十七人、其中で、日子人太子、庶妹、田村王、一名糠代姫の命を娶して、生ませられた御子は岡本宮にお在になつて、天下を治めさせられた天皇と、中津王と、多良王の二人、又、漢王の妹、大俣王に娶させられて、生ませられた御子は、智奴王と、妹桑田王の二人、又、庶妹、弦王に娶させられて、生ませられた御子は、山代王と、笠縫王の二人、合せて七人である。お陵は川内の科長(河内國石川郡)に在る。

(俗語古事記)

敏達天皇

四百六十一

(古事記原文)

老女子郎女。生御子。難波王。次桑田王。次春日王。次大股王。(四柱)此天皇之御子等。并十七王之中。日子人太子。娶庶妹田村王亦名糠代比賣命。生御子。坐岡本宮。治天下之天皇。次中津王。次多良王(三柱)又娶漢王之妹大股王。生御子。智奴王。次妹桑田王(二柱)又娶庶妹玄王。生御子。山代王。次笠縫王。(二柱)並七王。御陵在二川内科長也。

(古訓古事記)

日中若子が女。老女子郎女を娶して、生みませる御子、難波王。次に、桑田王。次に、春日王。次に、大股王(四柱)此の天皇の御子等、併せて十七王ませる中に、日子人太子、庶妹、田村王、亦の名は、糠代比賣命に娶ひまして、生みませる御子、岡本宮に坐しまして、天下治しめし。天皇(用明)、次に、中津王。次に、多良王(三柱)又、漢王の妹、大股王に娶ひまして、生みませる御子、智奴王。次に、妹、桑田王(二柱)又、庶妹、玄王に娶ひまして、生みませる御子、山代王。次に、笠縫王(二柱)併せて七王。御陵は、川内科長に在り。

用 明 天 皇

(一八七)

橋豐日命、池邊宮にお在になつて、三年間、天下を治めさせられた。

此の天皇、稻目宿禰大臣の娘、意富藝多志姫を娶して、生ませられた御子は、多米王一人、又、庶妹、間人穴太部王を、娶させられて、生ませられた御子は、上宮之既戸聰耳命(聖德)と、久米王と、植栗王と、茨田王の四人、又、當麻之倉首比呂が娘、飯女之子を娶して、生ませられた御子は、當麻王と、妹須賀志呂古郎女の二人。此の天皇のお陵は、石寸掖上(大和國十市郡)に在つたのが、後に、科長の中、陵に遷された。

(俗語古事記)

用明天皇

(古事記原文)

須賀志呂古郎女。此天皇。御陵在石寸掖上。後遷科長中陵也。
(一八八) 長谷部若雀天皇。坐倉椅柴垣宮。治天下肆歲。御陵在倉椅岡上也。

(古訓古事記)

娶して、生みませる御子、當麻王。次に、妹須賀志呂古郎女。此の天皇、御陵は、石寸掖上に在りしを、後に、科長中陵に遷しまつりき。
(一八八) 長谷部若雀天皇(崇峻)倉椅柴垣宮に坐しまして、肆歲、天下治しめしき。御陵は、倉椅岡上に在り。

崇 峻 天 皇

(一八八) 長谷部若雀天皇、倉椅柴垣宮(大和國)にお在になつて、四年間、天下をおなめになつた。
お陵は、倉椅岡上(大和國)十市郡に在る。

(俗語古事記)

崇峻天皇

(古事記原文)

(一八九) 豐御食炊屋比賣命。坐ま小治田宮。治レ天下參拾漆歲。御陵在二大野岡上。後遷二科長大陵一也。

(古訓古事記)

四百六十六

(一八九) 豐御食炊屋比賣命(推古)天皇、小治田宮に坐しまして參、拾漆歲、天下治しめしき。御陵は、大野岡上に在りしを、後に、科長大陵に遷しまつりき。

古事記下卷終

古事記下卷終

推古天皇

(一八九) 豐御食炊屋姬命、小治田宮(大和國高市郡)にお在になつて、三十七年間、天下をお治めになつた。お陵は、大野岡上(大和國高市郡)に在つたが、後に、科長大陵(河内國石川郡)に遷しまゐらせた。

古事記下卷終

(俗語古事記)

推古天皇

四百六十七

古事記について

一、古事記の成立と作者

古事記は三巻で上巻は神武天皇御東征以前即ち神話、中・下巻は神武天皇御東征より推古天皇の御代までの歴史が多分に傳説的色彩を以て叙されてゐる。文章は漢文と和文の混つたものを漢字で表現したもので、純漢文より所謂萬葉假名への過渡期を示すものとして文學的にも興味深いものである。

古事記の成立は、その序に記されてゐる如く稗田阿禮が故事をよみならつてゐたのを元明天皇の和銅年間に太安麻呂に命じて筆録させたものである。太安麻呂は太氏の氏の長者で父は天武天皇の和へ、かの壬申亂に大功があり、安麻呂は從四位下を賜はり、養老七年に歿してゐる。稗田阿禮については古來色々な説がある。中でも平田篤胤の女性説は異色がある。篤胤は阿禮が天鋳女尊の末裔であることを考證して阿禮を女性と見たのであるが、これは面白い見方である。然し大體男性説が通説となつてゐる。

また阿禮が「よみならふた」といふ事にも、語誦論と記録整理論の二論がある。語誦論は阿禮が語

部なる誦譜を職とする部族の中の秀でた一人として單に故事を傳誦してゐたとする説である。記録整理論とは天武天皇以前に於て既に多くの記録・文獻が成立してゐたことから、阿禮もそれらに携る舎人の中の優秀なるものとして考へ、その整理した記録を老齡の故を以て安麻呂に傳へ、且指導的助言をしたものであるとする説である。現在は大體後者の方が通説となつてゐるやうである。何れにしても古事記は、我國の正史である六國史に先行して編述されたもので、國民的自覺の向上してきたことを如實に物語るものである。

二、古事記の諸本

古事記の原本は古い時代に湮滅し、古寫本の如きも非常に少いのである。その中でも有名なものは大體年代順に掲げて見る。

- 眞福寺本(大須本)
- 道祚本(伊勢本)
- 春瑜本(伊勢一本)
- 前田家本
- 祕閣本(楓山本)

神宮文庫本

學習院本

曼殊院本

京大本 等々

眞福寺本とは名古屋市大須眞福寺藏本の謂で筆者は同寺の僧賢瑜、筆寫年代は應安四年頃である。本書の奥書によつて、鎌倉時代の弘長三年に藤原通雅が鴨院文庫の本により古事記の中卷を筆寫し、同じく文永年間にも古事記の筆寫されたことが分るが、それらのものが現存してゐない以上、本書は古事記最古の寫本として貴重なることは云ふまでもない。本書の價値は校異本として見るべく、底本とするには不適當である。

次の道祚本及び春瑜本は、前者は應永三十一年六月、僧道祚の筆寫、後者は同じく應永三十三年八月、僧春瑜の筆寫するところ、仍て共に應永本とも稱せられる。本書はその當時現存してゐたと思はれる遍照院本・興光寺本なる兩本の轉寫校合によつたものであるが、傳來その他の事情は詳かでない。

古事記と卜部家とは非常に關係の深いものがある(眞福寺本にも關係がある)が、前田侯爵家に傳はる前田家本は卜部家の人によつて書寫されたことが記されてある。即ち本書は、應永三十一年をへ

だつる約百年の後、大永二年に卜部兼永によつて筆寫されたものである。しかもその原據は卜部家の傳本であるといふ。しかし本書はのち慶長十二年、祐範といふ者が勅本によつて校合したといふ奥書があるので、現存本はこの時の寫本と思はれる。

次の秘閣本は慶長十九年、京都神龍院の僧梵舜が筆寫獻納したものであるが、その神龍院は卜部兼俱の創めたところで書寫原本は前者と同じく卜部家傳本である。ここにも卜部家と古事記との關係が見られる。

以上は寫本であるが、主なる古刊本は左の如くである。(明治以後は省く)

寛永版本

渡會延佳校本

訂正古訓本

新刻古事記正文 等々

右の中、寛永版本は寛永二十一年の夏、洛陽書林前川茂右衛門の上木になるもので、刊本最古のものである。訂正古訓本は享和三年十月の開版で、本居宣長の門下長瀬真幸が師の記傳によつて訂正をしたもので、宣長の序文が加へられてゐる。新刻古事記正文は、慶應三年に仙臺の伊達藩で教科書として出版したものである。

三、古事記の註釋書

日本書紀の註釋は、早く世に行はれて註釋書の數も非常に多いが、古事記は書紀に比すれば比較的尠い。今左に主なるものを大體年代順に掲げて簡単な解説を附して見る。

古事記註釋書及び關係書一覽表

古事記裏書	一卷	卜部兼文
鼈頭古事記	三卷	渡會延佳
古事記集解	三卷	河村秀根
古事記事跡抄	三卷	岡田正利
古事記割記	一卷	荷田春滿
古事記本義	一卷	多田義俊
古事記頭書	三卷	賀茂真淵
假字書古事記	上卷	賀茂真淵
古事記古訓考	一卷	賀茂真淵
古事記詳説	三卷	田安宗武

訓蒙假名古事記
略解古訓古事記
古事記略解
古事記序解
古事記通玄解
古事記標註
古事記傳略
古事記講義
標註古事記讀本
譯讀古事記
古事記講義
古事記通釋
古事記講義
校註古事記讀本
古事記通解

三三
三卷卷
六一
一卷卷
一一
一卷卷
一一
一卷卷
一一
一卷卷
二二
二卷卷
十二
十二卷卷
七
七卷卷
二
二卷卷
一
一卷卷
六
六卷卷
三
三卷卷

大關幽眠克
三國幽泉
多田考泉
龜田篤谷
吳樂安
數田年治
吉岡德明
佐伯有義
加藤高文
川上廣樹
大久保初雄
池邊義象
服部元彦
井上賴文
當山亮道

古事記傳解
古事記傳
訂正古訓古事記
古事記燈大旨
古事記燈神典
かはほり
古事記裏書校訂
古事記略註
難古事記傳
古事記傳異考
古事記正傳
古事記音義解
古事記便義
古事記標註
標註古事記

三三
三卷卷
四十八
四十八卷卷
三
三卷卷
二
二卷卷
寫本
寫本
一
一卷卷
一
一卷卷
一
一卷卷
五
五卷卷
二
二卷卷
五
五卷卷
二
二卷卷
二
二卷卷
三
三卷卷
二
二卷卷

加藤美樹
本居宣長
長瀬眞幸
富士谷御杖
富士谷御杖
齋藤彦麿
岸本由豆流
小野高潔
橋守部
岩政信比古
鬼島廣蔭
鬼島廣蔭
那河通高
上田及淵
村上忠順
村上忠順

古事記講本	古事記新講	古事記新釋	古事記全釋	厚顔抄	古事記和歌略註	古事記譚歌註	古事記歌解	記紀の歌の新釋	記紀歌集講義	古事記神名類聚	古事記人名類聚	記紀物名考	記紀縫結抄	記紀詞林
一	一	一	一	三	一	一	二	一	一	一	三	六	四	十九
卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷
小池貞景	次田潤	植松安	大塚龍夫	釋契沖	賀茂真淵	内山真龍	荒木田久老	植松安	太田水穂	足代弘訓	足代弘訓	高橋殘夢	高橋殘夢	高橋殘夢

古事記物語	古事記	古事記お伽噺	古事記及び日本書紀の研究	古事記神話の新研究	古事記の新研究	古事記
一	一	一	一	一	一	一
卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷
田中耕耘	澁川玄耳	鈴木三重吉	津田左右吉	石川三四郎	倉野憲司	中澤見明

右の中「古事記裏書」は、現存の註釋書のうち最古のもので、著者はかの卜部家の兼文、文永十二年二月十四日成とある。この書の寫本は宮内省圖書寮本と神宮文庫本との二種が現存してゐるが、後者の上卷裏書の終りに

應永三十一年甲辰七月五日以尾崎坊之本書寫了沙彌道祚

とあり、前に述べた道祚本書寫の後、これを筆寫したことを示してゐる。この書は岸本由豆流が発見し、平田篤胤の紹介によつて名高くなつたものである。その時は宣長は既に歿してゐたので、宣長も見る事が出来なかつた。現存最古のものである處にその價値がある。然し内容は嚴密な註釋書ではな

く、事に托して陰陽五行説等もあらはれ、いはば著者の感想録といつた方が適切であるかも知れない。
 50
 「鼈頭古事記」は、神道家である度會延佳の著で貞享四年二月二十九日成とある。内容は本文校正以外に多く傍訓が施されており、引用書目は日本紀・風土記・萬葉集・延喜式・新撰姓氏録・和名抄・古今集等に及んでゐる。

「古事記頭書」「假字書古事記」は、賀茂真淵晩年の著にかゝり、何れも次の宣長の古事記傳の素地をなすもので、その點注目すべきものがある。前者は鼈頭古事記を読んでその頭に訓釋の異見を書入れたものである。後者は本文を假名書にして頭註を掲げたものである。宣長は江戸の眞淵からこれを借りて筆寫してゐる。現存の神宮文庫本は天明二年、荒木田經雅の寫したものである。

「古事記傳」四十四卷は、本居宣長の著作で古事記註釋書の壓卷であることは、こゝにいふまでもない。本書は彼が眞淵門下に加つて間もない明和元年に稿を起し、寛政十年に完稿した。三十五歳より六十九歳に至る實に三十有五年に亙る努力の結晶である。卷一は總論、卷二は古事記序文の註解、卷三以下は本文の註釋である。本文の校訂は延佳本・村井敬藏古寫本・眞福寺本等に依つてゐる。註釋においては先人の説では賀茂眞淵・谷川士清・横井千秋・内山眞龍・白尾國柱・服部中庸等の説が採られてゐるが、この中眞淵と士清の説が最も多く取りいれられてゐる。この書に盛られてゐる該博

な考證と卓見は實に驚くべきものがある。

「古事記燈大旨」は、富士谷御杖著で文化五年の刊。本書は御杖の神典解釋上の學説で特に言靈論は有名である。彼は宣長の大和心を寧ろ唐心として非難してゐる。

「難古事記傳」は、橋守部の著で所謂本居學を駁することに終始してゐる。

宣長以後は彼の大著に押されて古事記の研究は尠くなつたが、明治に入ると急に活潑になつて來る。即ち明治七年には村上忠順の「古事記標註」、明治八年には多田孝泉の「略解古事記」、明治十一年には敷田年治の「古事記標註」、明治十六年には吉岡徳明の「古事記傳略」、明治二十五年には佐伯有義の「古事記講義」、明治二十六年には大久保初雄の「古事記講義」等が出てゐる。

昭和十五年九月十五日 印刷
昭和十五年九月二十日 第一刷發行

三體古事記

定價金貳圓五十錢

關山製本

不許無斷轉載

編纂

誠文堂新光社編輯部

發行者

東京市神田區錦町一丁目五番地
小川菊松

印刷者

東京市神田區鎌倉町十九番地
井關敦雄

東京市神田區錦町一丁目五番地

發行所

株式會社

誠文堂新光社

電話神田二二二六—二二二九番
振替東京六二九四番

明治印刷

335
154

終